

令和4年6月第18回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和4年6月15日第18回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	齋 義 弘	企 画 課 長	宍 戸 和 博
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	鈴 木 秀 昭	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ど も 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 崎 詳 子	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 邦 博
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	齋 義 弘	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 佐藤正司議員、15番 鈴木高行議員を指名いたします。

次の日程に入る前に、町長から発言の申出がありますので、これを許可します。

町長。

町長（山田周伸町長） 亙理町議会先例集第93の定めに基づき、6月10日提案理由の説明における私の発言について、一部訂正を求めます。

訂正の内容につきましては、提案理由書11ページ、マイナポイント事業費補助金「152万3,000円」のところ、「1,503万円」と申し上げてしまいました。改めまして、「マイナポイント事業費補助金152万3,000円を追加補正するものが主なものであります」と発言の訂正を行うものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤 實議長） ただいま町長より、6月10日に行いました提出議案の説明において発言の一部訂正の申出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。

よって、町長からの発言訂正の申出を許可することに決定いたしました。

## 日程第2 一般質問

議長（佐藤 實議長） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

17番、鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木邦昭議員 登壇〕

17番（鈴木邦昭議員） 17番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目め、避難所におけるトイレの確保について、2項目め、3歳児健診で弱視検査に関する体制整備についての、この2項目を質問させていただきます。

質問の前に、山田町長、このたびの2期目の当選、誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げますとともに、亘理町発展にさらにご活躍されますことを期待しております。

それでは1項目め、避難所におけるトイレの確保について、2点質問いたします。

1点目、平時において、排せつ物は適切に処理されているが、災害が発生し、避難場所となる避難所のトイレが使用できない場合、トイレ確保の具体的な取組はどのように考えているのか、答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 本町におけます防災対策の基本となります「地域防災計画」におきましては、災害時の廃棄物処理活動に関する記述の中で、指定避難所においては仮設トイレを設置し、くみ取車による処理を基本とすることとしており、防災関係機関や民間団体、企業等と締結しております防災関係協定などを最大限に活用しまして対応を進めてまいりたいと考えております。

また、発災直後のための備蓄品として、車椅子対応型の災害用組立てトイレや簡易トイレ及び凝固剤等の処理セット等も保有しておりますことから、こちらを活用した上で、迅速でより衛生的なトイレ確保に努めてまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今、具体的な取組、答弁いただいたわけですがけれども、私は、災害時のトイレに関する一般質問、学校の洋式化トイレも含めてトイレに関する質問、今回、実は今回で6回目なんです。それだけやはりトイレというのは重要な生理現象であって大切なことであると、私はそう思っております。

東日本大震災で避難された方々、特にあの体育館のトイレですね。当時、ライフラインも全て停止しました。要するに水道も停止したわけですがけれども、清掃ができない、本当に汚いというような感じの中で、被災者の方々は過ごしたんですね。学校にプールがあると、そこからくんで流すという考え、当初は頭の中になかったのかなと私は思ったわけですがけれども、各避難所に配置された職員も、やはり本当にあのときは避難された方も大変だった、本当に大変だったのはもう分かりました。そしてまた、あのときの職員の方も本当に大変で、泣いている職員もいましたね。そういったことなんかも見ておりました。本当に大変な中で、やはりそういった中で職員も考えが回らなかったのかなあとこう思ったわけですがけれども、そこに早く気がつけば、当時のような状況にはならなかったのではないかと私はこう思うわけであります。

もし水道が停止し、プールからの水をくんで流すとなった場合、本町ではどのような体制を取り準備をするのか、そういった体制をつくっているのかどうか、その点ちょっと伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） それに関しましては、担当しております総務課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） プールの水を利用するというところでございますけれども、実際東日本大震災のときは、各学校のプール、水が張ってあった状態ですので、職員はすぐそちらのほうから水をくんで汚水のほう流すように、各避難所ともやっておりました。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） すぐ流すようにしたという割には、詰まったりいろいろ、新聞紙もありましたから、それで詰まったのかどうか分かりませんが、これはやは

りすぐ行動を起こせるように今後もその体制計画を立てていただきたいと、このように思っております。

災害が起これば、町長はじめ全職員庁舎へ集合しておりますね。今までも大きな災害があれば、もう集合しておりました。本当に大変な中、ご苦勞を感じたわけですけれども、新庁舎には約3日分の水を貯水可能な受水槽を設置し、飲料水やトイレなどの生活用水に対応できるようにすると、平成30年の6月の質問でこのような答弁をいただきましたけれども、現状はどうなっているのか、その点伺います。

議 長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） まず、本町における水の確保でございますけれども、備蓄倉庫のほうで計画的に飲料水のほうを購入するようにしてございます。現在3万6,000本ですね。すみません、5万4,000本のほう、500ミリリットルですけれども、そちらのほうを既に備蓄してございます。そのほかにも、各学校のほうにも飲料水のほうを備蓄しております。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 飲料水のほうは分かりました。飲料水については分かりましたけれども、トイレなどの生活用水、トイレなどという答弁もいただきました、あのときは。ですから、その3日分の貯水槽、今現在どのようになっているかということをちょっとお聞きしましたけれども。

議 長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） 失礼いたしました。3日分ですね。計画どおり3日分の水の確保はしてございます。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ということは、職員は大丈夫だろうとこう思いますけれども、やはり避難した町民の避難場所、こういったほうもやはり水が使えないときはどう町で動くかと、やはりこれはもう一度、再度計画を立てたほうがよろしいのかなとこのように思います。

2点目に入ります。

本町では、町内にマンホールトイレを設置しましたけれども、現在何か所に何基設置されたのか、伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 町内のマンホールにつきましては、公共ゾーン防災広場に3基、おおくま防災広場、そしておおくま公園、よしだ防災広場に各2基ずつの計4か所、9基分の配管設備を有しております。また、トイレ便座やパーソナルテントにつきましても、各箇所の必要数分、配備をしているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今回9基分、4か所に9基設置したということですがけれども、私、回って歩いてみました。マンホールトイレ、ただ、何か造ればいいんじゃないかというような形で、ただどんと造ったという形にしか見えなかったんですね。

やはり使用后すぐ水を流すようなそういった造り方をすればいいのではないかなと。確かに予算も相当金額もかかるでしょうけれども、そういった形のものを造ればよかったんじゃないかなと私は思ったんですけれども、そうなりますと、やはり避難場所の学校のトイレと何ら変わりなかったんじゃないか、変わりなくまた詰まったり、そういったことがあるんじゃないかなと思ったわけですがけれども、やはりこのマンホールトイレの水の確保について、誰がどこからくんで、また、マンホールトイレのテントの展張もしなきゃいけないですね。そういったどのようにするのか、この計画を立てるのか、そういったことをお聞きします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） それらに関しても、総務課長にお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） マンホールトイレを設置しているそれぞれの公園ですね。そちらのほうには、井戸水のくみ上げポンプございまして、水のほうはすぐそちらで流せるような形で整備してございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 井戸水ということですから絶えず、水が枯れるということはほとんどないと思いますけれども、大地震が来ますと、やはりときとして枯れるという場合もありますので、そのところはよく注意してやっていただきたいなど。いずれにしましても、このトイレ利用というのは、人間にとっては本当に大切な生理現象でありますので、しっかりした対策を立てていただきたいとこのように思います。

3点目に入ります。

私は今まで防災対策の中で、災害時のトイレとしてこのマンホールトイレの件に

ついて、平成24年の6月、そしてまた、26年6月、30年6月、この3回、一般質問してきたわけですが、この合併処理浄化槽が災害に対して極めて強い特徴を持つと、こういうことを報道で知りました。

そこで質問でございますけれども、学校等の避難所に、地震などの災害に強く、被災しても復旧が容易とされる合併処理浄化槽を設置することについての考えをお聞きします。答弁お願いいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 合併処理浄化槽につきましては、トイレから発生するし尿と台所などから出る生活雑排水等を、複数の種類のバクテリアや原生動物などの微生物の分解能力を用いまして一度に処理する装置であり、原則として公共下水道の区域外において設置することになっているものです。

また、災害発生時でも安定的に使用するためには、平時から日常的に合併処理浄化槽を経由して排水している必要があるほか、微生物等による分解の働きを維持するため、電源装置が必要となります。

また、合併処理浄化槽は、地震等の災害に強いと言われておりますが、新規設置に係る導入コストのほか、「平時には公共下水道に放流する」という設置の前提条件を満たすための追加設備の費用を要する点に加えまして、本年3月に発生しました福島県沖を震源とする地震では、同時多発的に合併処理浄化槽が被災をし、復旧工事を担う事業者の処理能力を大きく超える規模の被害が発生したという事実を踏まえますと、現段階では導入の考えはございません。

今年4月ですか、内閣府より、災害時トイレ確保のガイドライン改定ということで、合併浄化槽も設置を考えてよいというような形になりましたが、それはあくまでもやはり現場を考えますと、それは今できるものではないというふうに私は考えております。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今、町長の答弁にありましたように、内閣ので今年の4月、正確に4月6日ですか、災害時に下水道施設が被災して水洗トイレなど使用できなくなる事態、これに備えて、各自治体に対して対策の一つとして、新たに避難所におけるトイレの確保管理ガイドライン、先ほど町長言われましたけれども、これに盛り込まれたわけです。その改定した指針には、下水道施設の耐震化を平時から行う重



要性とともに、合併処理浄化槽を設置することは対策の一つとして考えられると、このように明記されたわけですがけれども、現場、そういったところを見ると、今回の現場を見ると、できないということでもありますけれども、やはり国では対策の一つとして考えられるとこのように言うてあるわけですがけれども、その点についてちょっともう一度答弁お願いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 国のほうではそのような形になりましたけれども、今回の3月16日のこの合併処理槽のやつの各地域は、亶理町でもまだ入っているところがございますし、亶理町より南部の地域なんかでも、そういうのが大分大きな被災を起こしてかえって大変なことになったという話も聞いておりますし、まず、どちらにしても電源と水は必要になりますので、その辺を考えますと、早急に今やるよりは、やはり先ほど当町、亶理町で準備をしております避難所の簡易トイレ、そういうほうで対応するのが、それですと、先ほど申し上げたように井戸水でございますので、そちらのほうに対応しやすいのではないかと考えているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今、簡易トイレの話ありましたけれども、それでは簡易トイレ、大体設置まで大体計画では何日、何時間、何日、どのような計画を立てているのか、伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） それでは、それを担当しています総務課長よりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） 実際に、東日本大震災のときが町としては初めてあのような大規模な災害があったんですけれども、その日の発災の日の夕方からすぐレンタル会社のほうと連絡を取って、速やかにその日のうちに仮設トイレを借りることができました。1日、2日とたつて、どんどんいろいろなレンタル会社から各避難所のほうに仮設トイレを設置したという状況がございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 確かに私もそれは確認しておりました。当初は足りない、不足だということで随分被災された方々から苦情が出ていたことは、これは職員の方々

も耳にたこができるほど聞いているのかなと思います。いつときでもいいんです。やはり早く設置してもらおうような、ただ、道路の状況もあると思いますので、そこは遅くなる時もあるだろうと思いますけれども、とにかく早く、早急に設置できるような体制をつくっていただきたいと。

5月でしたかね、県の報告がありましたけれども、亘理の役場庁舎も1メートルから3メートル未満の浸水想定区域に入ると、こういう報道がありましたね。そうになると、避難場所やルートの見直し、これも必要だと思いますけれども、そのときの避難場所のトイレ、どのようなトイレを確保するのか、避難された方にとって一番大事なことだと私は思うんですけれども、その点について、町長の考えを伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 先ほど今回5月に宮城県のほうから発表されましたあれによりまして、ただ、避難所におきましては、浸水域にはどこも入っておりませんのでそのまま使えるのではないかなと。津波による避難の場合ですね。浸水域には避難所はございませんので。ただ、ルート部分とかそういう部分は今後検討していかなければならないと思っているところでございます。

また、トイレに関しましても、やはり早急にすぐ仮設トイレ等を設置できるような取組は、万が一のときは考えてすぐできるような体制を準備しなければならないと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ぜひ、早期に設置できるような形でそれも計画しておいたほうがいいだろうと私はこのように思います。いつどういう災害、そしてまた、どのぐらいの津波来るか、そういったことも、やはりちょっとしたことでも大きな津波が来るんだというような形でやはり行動を取れば問題ないのかなと、このように思います。

5月30日付の河北新報でしたけれども、「災害時、トイレ不足39%」とこういう見出し記事がありました。大規模災害時に使えるトイレについて、道府県庁所在地の市と政令指定都市51市の39%に当たる20市が不足する恐れがあるというふうと考えていると、各地の調査で分かったと記事にありました。東日本大震災でも分かりますとおり、この件に関しては、亘理町も私は同じではないかと思うわけですから

ども、この件についてもどのように思われますか、伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 確かに収容人員にもよりますけれども、避難所に多くの方が滞在するような形になりますと、どうしてもトイレというものが足りない。ライフライン、皆様がいつも衛生的に使っているトイレ、それがそういう状況ではなくなるというのは確かなことだと思いますが、それは完全に日頃自宅で使っているようなトイレにはなりませんけれども、避難所でも衛生的を保てるように基数というのをもう少し考えていかざるを得ないのかなと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） しっかりとそこのところもお願いしたいこう思います。

本町でも6月10日、定例会始まりましたね。その中で、町長の就任の挨拶で6つの政策を掲げました。そして、細部にわたって話がありましたけれども、そこには避難場所の整備というのがありましたね。細部にわたってお話した中に、避難所の整備というのがあったと思いますけれども、6つの大項目ではなくて、その中にあったと思いますけれども、これはぜひ整備の中に避難所、避難場所のこのトイレ、私は重要課題だとこれは考えますけれども、避難者が困らないよう、計画をしっかりと立てていただきたいなとこのように思います。この件については答弁はございません。

2項目めに入ります。

3歳児健診で弱視検査に関する体制整備について質問いたします。

子どもの目の機能は3歳ごろまでに急速に発達し、6歳から8歳頃までにほぼ完了するという事です。この一番大事な時期に視力の発達を妨げる要因があると発達が停止し、一生涯視力不良の状態、要するに弱視となるそうです。大人になってからではもう手後れで治療ができなくなるということ、この件については公益社団法人の日本眼科医会会長の白根先生という方が話しておりました。

そこで、1点目に入ります。

国が定めた母子保健法に基づいて実施されている3歳児健康検査において、本町が行っている3歳児視覚検査の中に、弱視に対する検査は行われているのかどうか、この点、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 子どもの視力は発達を続け、6歳頃には完成すると言われております。しかし、遠視や近視、乱視などの強い屈折異常や斜視などがありますと、視力が発達せず、弱視になる恐れがございます。

本町が実施をしております3歳6か月児健康診査では、身体発育状況や歯科検診のほか、聴覚検査や視覚検査等を実施しており、視覚検査につきましては、屈折異常や斜視の早期発見、早期治療のために実施しております。実施方法は、健診会場で事前に家庭で行った視力検査とアンケート調査等の内容によりスクリーニングを行い、必要な方には再検査と診察にて医師が目の状況の確認を行います。その結果、精密検査を必要とする場合は、保護者に対しまして眼科医療機関にて精密検査を受けるようお勧めをすることとなっております。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今、視力検査、アンケート、それからスクリーニング検査等をしているということですが、この件についてはまた後ほど私、質問させていただきますので、要するに弱視に対する検査は行われているということでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 行っているということでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） これもまた後で質問させていただきます。いるということですが、3歳児健康診査でこの実施内容はやはり各自治体に任されているんだそうですね。それで、視覚検査項目や方法がやはり統一されていないというのが現状だそうです。それで、これもまた、制度には全国的に何か大きなばらつきがあるということも言っておりました。

視力検査は自覚的な要素が大きく、特に小さな子どもは上手にできないことがあります。そしてまた、眼鏡などを使っても十分な視力が得られない。そして、この弱視の子どもというのは、大体約50人に1人はいるとされているようであります。

弱視の見逃しが問題となっているということで、先ほども言いました検査状況次第では、治療開始が遅れた場合、手後れとなって、一生涯弱視となるということですが、この件に関してどのように思われますか。答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 弱視、やはりそれが検査を、それが対応されずに一生涯、目が弱視ということで見えないと、弱いという形になりますと、それだけ生活の、それから一生涯の生活に大変苦勞されると思いますので、やはりそれは早期発見が必要であらうと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 先ほど町長答弁で、本町では3歳6か月頃、幼児の健診を行っていると、先ほどそのように言われましたね。この3歳6か月というのが一番効率的なんだそうです。そして、先ほども言いましたけれども、視覚機能は成長とともに発達して、6歳から8歳までにこれは固まるということでもありますので、早期の発見、早期の治療開始は欠かせない、とても大切なことではないかと、私はこのように思います。

2点目に入ります。

平成28年度から令和3年度まで、3歳児健診の中で、弱視の精密検査が必要とされた3歳児の人数を把握されておりますか、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 平成28年度から令和3年度までに、精密検査が必要で眼科の受診を勧めた方は1名おりました。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 1名いたということですがけれども、この3歳児の視力検査、1次検査と2次検査があると先ほども言っていましたけれども、1次検査というのは家庭で行う視力検査とアンケート。要するに、先ほどアンケートの件を話してはいたけれども、アンケートにはこれは限界があるそうです。そして、2次検査は、本町で指定する会場、保健センターになるかと思えますけれども、ここで2次検査を行っていると思えますけれども、2次検査は対象者のみ視力検査が行われているということでもありますね。そのため弱視が見逃される懸念があるということをお聞きします。それでは、2次検査会場には視能訓練士と言われる方、こういった方が本町には何人かいるのかどうか、その点伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらの件に関しましては、健康推進課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 本町では、視能訓練士は設置しておりません。宮城県内でも、視能訓練士を乳幼児健診の中に置くというところは、大変珍しいところがございます。全国的に視能訓練士の数自体も少ないというような現状でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） この視能訓練士がいるということで、やはり検出精度の向上に寄与するというで聞いていますけれども、これは国家試験になりますよね。やはりこういったことも誰か1人ぐらいは検査、試験を受けて、そういったところに立ち会うのもよろしいのかなと私はこう思いますけれども、その件についてはどのように考えていますか。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 視能訓練士の確保につきましては、今後、全体的なバランスを見ながら検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） それでは、3点目に入ります。

保護者に対し、視力検査の重要性について、本町の周知と啓発についてどのように行っているのか、その点伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 健康診査の対象のお子さんの保護者には、当日の健診の案内と併せまして各検査の説明や実施方法について、通知でお知らせをしております。3歳6か月児健診は、母子保健法で定めた検診であることから受診率も高く、例年98%を超えております。しかし、3歳6か月健康診査は検査項目が多く、説明や問診事項も多いことから、今後におきましても、視覚検査を含め健診の場でより分かりやすい説明を行い、重要性について周知をしてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 厚労省で、もうこれは担当課のほうで見ているとは思いますが、平成29年の4月7日付に「3歳児健康診査における視力検査の実施について」というのが通知出していると思っておりますけれども、内容は、要するに3歳児健康診査を受診する幼児の保護者に対し、子どもの目の機能は6歳までにほぼ完成するため、3歳児健康診査において異常が見逃されると治療が遅れ、十分な視力が得ら

れないことがあることを周知すること、まずここで周知というのがありました。そして、月齢によっては、要するに赤ちゃんの月単位の表現した年齢ですね、生後。この月齢によってはランドルト環を用いた視力検査の実施が困難なケースもあることから、家庭において視力検査を適切に実施することができたか、保護者に確認するとともに、適切に実施することができなかった受診児に対しては、必ず3歳児健康診査の会場において視力検査を実施すること、そしてまた、3つ目には、0.5指標が正しく見えなかった受診児及び視力検査を実施することができなかった受診児については、その保護者に対し眼科医療機関の受診を勧めること、そして4つ目には、眼科医療機関の受診を勧めた場合に、受診結果について保護者に確認すること、このようにありましたけれども、この点について本町ではどのようにされておりますか、伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらを担当の健康推進課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 議員が今おっしゃられました質問にありますとおり、亙理町におきましても、家庭でできなかった場合につきましては、必ず検査会場でランドルト環を用いまして検査を実施しております。また、検査がうまくいかなかった場合については、医師の診察を経て、また、その後精密検査が必要であるというような判断をした場合については、必ず受診の勧奨をしているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） このランドルト環は、写真にはほとんど、ただ目の検査というだけであって、ランドルト環、要するに我々もやっていますね。あの丸いのの上下左右切れてる、そのことを言うということだと思いますけれども、分かりました。また後で質問させていただきます。

この視力発達するこの時期というのは幼少期に限られていると。適切な時期に異常を発見し治療を開始しなければ手後れになり、生涯、弱視となる恐れがありますので、異常を発見した幼児には適切に、先ほど担当課長が言いました、保護者、医療機関、連携を取っているということで私は受け止めたわけですがけれども、手後れにならないようにしていただきたいなど、このように思います。

4点目に入ります。

近年、3歳児健診に屈折検査を導入することで、検査可能率や視力検査ですり抜けの多い不同視弱視の検出率などの上昇によって弱視発見の精度が向上していると。そして、厚労省では、2022年度予算で新たに母子保健対策強化学業の中に各種検診に必要な備品、要するに屈折検査機等となっていましたね。これが盛り込まれたわけですけれども、そこで質問に入りますけれども、この弱視早期発見のため、本町でもフォトスクリーナー、要するに屈折検査機器ですね。これを導入することに関して、町長の考えを伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 視力検査につきましては、現在のランドルト環のみを用いた方法に比べまして屈折検査機器を導入したほうが、遠視や近視、乱視といった屈折の種類や程度及び斜視の測定が可能となりますので、弱視の早期発見につながる効果的な検査であると認識をしております。

また、先ほど議員もおっしゃったように、国は今年度予算に、屈折検査機導入に対する補助を盛り込んでおりますため、市町村におけます本機器の導入が全国的に加速するものと予想をされているところでございます。このような状況を踏まえまして、屈折検査機器の導入につきましては、3歳6か月児健診の職員配置等を含め、診察医や互理郡医師会と協議を行いながら、その実施体制を整備し、検討を進めているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 検討を進めているとこういうことですが、この屈折検査のことを知らないあるいは理解が深まっていないという自治体が随分多いんだそうです。この件について、本町ではどれだけ理解していたのでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらのほうは健康推進課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） この屈折機器の検査の機械なんですけれども、こちらについては、もう大分前から情報は入ってはありました。ただ、その国の補正、国の補助制度がありますよという情報が入ったのは今年に入ってからですので、そこから検討は重ねてきておりました。屈折機器につきましては、重要性はもちろん、精度



を上げるという部分については、重要性は十分に認識しているというところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 理解しているということですが、この弱視発見には、3歳児健診の際、フォトスクリーナー、これを用いて屈折異常、要するにピントのずれですね。こういったものなどを調べるには非常に有効ということをお聞きしました。この瞳孔の写真を何枚もいろいろな角度から撮影することで、屈折異常や斜視の有無を検出できるということでもあります。眼科検査に不慣れな検査される方でも、比較的容易にこれは行えるということでございます。

そうしますと、購入予算の問題になりますよね。先ほどもお話ししていましたが、2022年度予算でということでは、自治体によるこの機器購入を補助する事業が決まったと先ほど町長も言っておりました。それぞれの市町村から補助金請求によって、機器購入費用の補助率が、2分の1が国、そしてまた、2分の1が町ということが決まったということをお聞きしております。ただし、この機器の価格は1台、結構高いんですよ。高いと言っても1台約120万円すると、こういうことでは、高額ですけれども、これは補助金に対しようやく国が動いたわけですから、屈折検査機器導入順調に進んで、屈折の異常や斜視を見逃さない。そしてまた、互理町の将来を担う子どもたちであるわけです。そしてまた、互理町の宝である子どもたちの弱視の見逃しをなくす。これは、私は非常に大事ではないかと思うように思います。このフォトスクリーナーには、結果の自動判定機能が搭載されているということでもあります。ぜひ、早急に購入して、3歳児健診に屈折検査を取り入れていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） これに関しては、購入の方向で検討しているところでございますが、やはり一番大切なのはその検査をする診察医であったり、医師会の先生方、その先生方の了解なくして買ったとしても宝の持ち腐れになりますので、その辺もちゃんと協議を進めながら、合意の下にという形になることをお許しください。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 先生方と協議をしながらと言います今答弁ありましたけれども、

それぞれ厚労省のほうから、それぞれの医師会のほうにたしか通知が行っていると  
思います。そういった中で、やはり早急にそういった話合いをしまして、先生方と、  
そして弱視をなくすと。そうでないと、この3歳児健康診査で弱視を発見して早く  
治療を開始しないと、何度も言いますが、大人になってからではもう手後れで治療  
ができないと、こういうことでもあります。そのため、この弱視は幼児期の治療が大  
切だとこのように言っているわけです。

厚労省における令和4年度予算概算要求に、地域の実情に応じた妊産婦等への支  
援体制の強化を図ることを目的とした、先ほども申し上げましたけれども、母子保  
健対策強化事業に盛り込まれたわけですから、ぜひこの事業の補助対象として屈折  
検査機器の整備、これが国の得策として取り上げたわけですから、そのためにも3  
歳児健診に屈折検査機器の早急なる導入を取り入れていただきたいと、このように  
私は思っております。宝の持ち腐れにならないようにしていただきたい、このよう  
に思います。

以上で質問終わります。

議長（佐藤 實議長） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は10時50分とします。休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄議員 登壇〕

1番（小野一雄議員） 1番、小野一雄であります。

私は、亶理駅バリアフリー整備後の諸課題について、そして亶理町駐車場使用料  
の改定についての大綱2問について、質問をいたします。

1つ目の亶理駅バリアフリー整備後の諸課題についてであります。令和4年、  
今年ですね、3月22日、亶理駅バリアフリー整備の完成と同時に、東口改札が開業  
いたしました。約1億1,000万弱の多額の工事費をかけて開業したわけでありませ  
が、これらの諸課題についてお伺いをしたいと思います。

(1)番として、亶理町の当面する事業として、少子化対策事業、公民連携事業

の推進など、多くの事業があります。解決策として、私は、亶理駅の有効利用を図るとともに、亶理駅の特異性を考慮すべきであるというふうな観念を持っておりません。

震災前、特急「ひたち」号の亶理駅停車本数が、上り2本、下り2本ということでありました。現在は、残念ながら上下線とも1本ずつであります。震災前の停車本数に復活するようにJR側に要請してはどうかということでもありますけれども、その前に、現在のひたち号は上下2本でありますけれども、このひたち号というのは、現在は品川から仙台まで、これが3本あります。それから、通常は品川からあそこのいわきまでが12本、合計15本です。上下線とも12本プラス3本の15本、上り下りとも同本数であります。品川まで延伸したのが最近でありまして、これは昔は、ひたちと言いますのは、ご存じのとおり上野から常磐線の日立駅までを区間走っていたときでありましたけれども、これが東京駅の混雑緩和に伴って、常磐線を東海道線の東京駅まで、東京越えて品川まで延伸しようというのが、2015年の平成27年ですね。この3月14日のダイヤ改正に合わせて乗り入れをしたと。したがって、このひたち号は、現在走っているのは、仙台・岩沼間は東北本線、それから岩沼・日暮里間は常磐線、それから日暮里・上野間は東北本線、そして東京から品川までが東海道本線、こういうふうに3線をまたいでいる、走っている特急列車であります。その辺をご承知願えればと思っております。

それで、現在の亶理駅を申し上げますと、上りが夕方の18時27分、そして下りは、これは仙台遅くなりますが20時ちょうどの亶理駅発着であります。この2本しかないということでもあります。

震災前は、4本というのは、上下2本ずつですから4本なんですが、昔はひたち16号が亶理7時35分で、同じ夕方18時37分、要するに朝夕の2本があったと。上りはですね。下りも、朝は9時10分、これはひたち1号なんですが、下りについては、同じ今度は19時49分ということでひたち31号、最終便ですね。こんなことで2本ずつ走っていたと。これは21年3月31日現在であります。平成21年。

そんなことで、中身は復活していただきたいという私の質問でありますので、その辺、答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 亶理駅のバリアフリー整備事業につきましては、亶理町まち・ひ

と・しごと創生総合戦略に基づきまして亶理町地域再生計画を策定し、内閣府から採択を受け、地方創生事業の一環として、少子化対策や公民連携事業、交流人口拡大を推進するため、さらには悠里館を中心としました亶理駅周辺の有効利用や活性化を目的に整備をいたしました。

長年の悲願でした東口改札を開設してから約3か月が経過をいたしました。順調に利用者が推移をしておられ、亶理駅の利便性ははるかに向上したものと確信をしております。これもひとえに、これまで各方面への働きかけや事業へご理解、ご協力をいただきました議員の皆様はじめ、関係各位に心から御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災の影響で不通区間が残ってございました常磐線が、令和2年3月に全線運行が再開されたことは、常磐線沿線の本町としまして、震災からの復興、そして地方創生に対する大きな後押しになることに加え、移住・定住の促進と人口流出の抑制、交流人口の増加による地域振興といった観点からも大きな期待をしているところでございます。

しかしながら、運行は再開されたものの、東京と仙台を直通で結ぶ特急ひたち号が亶理駅へ停車する本数は上下線で1本ずつであり、しかも午前中に東京都内に到着する便がないことは、ビジネスや会議への出席、日帰り旅行などでの特急ひたち号の利活用は厳しい状況となっております。

それらの状況を踏まえまして、私が会長を務めております福島県相馬市・新地町、山元町と本町の1市3町で県境を越えて組織構成する常磐線北部整備促進期成同盟会において最重点要望事項と位置づけまして、震災以前と同等以上の利便性確保のため、いわき駅9時20分発、品川駅11時51分着の特急ひたちを仙台まで計画延伸し、午前7時台発車の上り便数増加をJR東日本仙台支社並びに水戸支社に強く要望をしているところでございます。

今後も、地域住民の利便性の向上が図れるよう、常磐線沿線の自治体と協力・連携を図りながら、粘り強く要望してまいりたいと思っております。

私も震災前、水戸のほうにお客さんがございまして、朝7時台のひたちに乗ってよく水戸まで行ったり、もしくは帰りに水戸で仕事を終わって、最後に夜のひたちで帰ってきたという生活を送っておりました。ただ、平成23年の3月改正の前だと思います。2月下旬か3月の頭に、特急ひたちに関しましては当時、震災前の話でございますが、JRのほうで、当時の上野・いわき間を特急ひたちとして、い

わきから仙台間は別な特急で走らせるという分割するという話も報道されたと記憶しておりまして、そのときに、今後どうやって水戸まで行ったり帰って来たりしようかなと悩んだことがございました。

そのように、現在は、震災復興の象徴ということでJRのほうで直通運転をしていただいておりますので、ぜひこの機に及んで、ぜひ以前と同じように2往復ずつ、朝夕止まれるようお願いしたいなと思っているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 今、期成同盟会のほうを含めて強く要望しているんだということでもあります。今、2本でありますけれども、仙台まで現在でも3本あるわけですね。2本と言わず3本に向けて取り組んでいただければ、なおかつ私は何も言うことないなと思っております。

そこで、仙南地方ではJR線がなくて、いまだに誘致を、鉄道線を通せというような自治体があるわけですね。仙南の村田とか、あっちのほうではいろいろやっておりますけれども、私はそういう面ではこの沿岸部の亘理は本当に恵まれているなと思っております。ただ、やはり人柄がよ過ぎるのかお人好しなのか、なかなかアピールが足りないんじゃないかな。やはりこういうアクセス、交通手段があるわけですから、これを例えば子育てする若い人に、親元が遠くにいても、こういう特急列車が通ってるんだよと。亘理は特急ひたちが止まるんだよということをもっとアピールすべきじゃないかなと思っております。

私も2回ほど亘理の停車駅、本当に何人ぐらい降りるのかなと、実際。2回しか見に行かなかったんですが、一つは6月の6日の日、大雨の日、朝からずっと雨でしたけれども、こんな日に別に用事もなかったので、よし、じゃあ電車でどのくらいの方が、往復6本あそこ亘理駅を通過するわけですから、ずっと朝から見ておりました。そうしたら、意外なことに6人ばかりのお客さん降りてきたんですね。6月6日の18時27分の上りでしたけれども、えっ、何でこんなに、例えば仙台発ですから、仙台からわざわざ特急代払ってね、750円かかるんですよ、仙台・亘理間の特急料金というのは。よくいるんだなと。いろいろ考えてみたら、必ずしも仙台のお客さん、乗ったお客さんが亘理で降りるんじゃないんですね。岩沼止まりますから、東北本線の利用者が降りる方もいるんですね。

今度は昨日、今日これがあったものですから、夕べ行ってまた見てみました。今

日はゼロぐらいかなと思っておったんですが、たったの半分の3人降りてきました。

ですから、先ほどの町長の答弁の中で、なかなか乗る人がいない。確かにそれも、あります。やはり、ただ、乗る人のことばかりじゃなくて、降りる人もいるんだということもやはり念頭に置いて、いろいろな施策を立案したほうがいいのではないかなというふうに、蛇足ながら申し上げておきたいなというふうに思います。

それから、この私が提言している部分は、今回のバリアフリー整備事業では1億円超の工事費がかかったわけでありましてけれども、この停車駅を本数増やしてくれということについては、あまりお金かからないというふうに考えております。確かにいろいろな、乗務員、ありますけれどもね。ダイヤの見直しとか作業はありますけれども、表、ハード面の費用はあまりかからないわけですから、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

それから、参考に、町長の答弁の中で、現在は品川・勝田間ですか。「ときわ」というのが走っていますね。ときわ号、これは1時間に1本ずつ走っているんですよ。朝の7時15分を品川発車して、これは勝田まで来ます。勝田、水戸の。そこまで走っているんですが、これが1時間おきに発車するときわ号というのは。それと時間をずらしてひたち号が同じくずっといわきまで走っているんですね。ですから、いわき以南、水戸、水戸圏は首都圏でありますから、そのくらいの大量の輸送手段があるわけでありましてけれども、そういうふうな構図になっておりますので、残念ながらいわきからこっちは3本しか今走っていないということで、ぜひともその取組を強化していただきたいというふうに申し上げて、次に移りたいと思います。

2番でありますけれども、利用者から、東口改札の場所が分かりにくいとの声があります。利便性を高めるために、上りホーム改札上部に東口改札の案内板の設置をJR側に要請してはどうかということであります。

確かに悠里館に向かって、あそこのエレベーターの前に、東口改札というふうに矢印書いて案内板があります。あれをホール側に設ければもっとよかったなど。これは後の祭りでありますけれども、そんなふうに思っているいろいろな、やはりせっかく作ったのに分かりにくいなということもありますので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 東口が開設されてから約3か月が経過したところでございますが、

現在、東口の利用状況は、亶理駅全体の利用者の約2割から3割との情報をいただいております。亶理駅より東側の住宅環境や亶理中央地区工業団地への企業進出など、社会基盤の変化に伴い、利用者が増加をしていくものと考えております。

今後、利用者からのご意見なども含め、それらを把握するとともに、内容を十分に精査しながら、亶理駅の所管でございます岩沼駅や仙台支社と情報交換を行いつつ、案内看板の設置を含め、利便性の向上に向けた要請を行うとともに、町といたしましては、東口改札の利用促進に向けたPRにも努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） そういうことになろうかと思っております。現地を見ますと、これは私のあれなんです、建屋のアーケードと言いますか、あの部分の上部につけたほうがいいのかと、一番見やすいなと思っておりますけれども、場合によっては協議して、例えば町単独でもしかしたらやれるかもしれないと私は考えるわけでありまして、その辺は十分に協議をしていただいて、ぜひ設置する方向に取組をしていただきたいと思っております。

それでは、（3）番に移りたいと思っております。

東口広場にタクシーの乗車場所を設置し、一般車両との停車区分を設けて交通事故防止に努めてはどうかということではありますが、これは、現在はバスの停止線しかないんですね。バスの乗車口ここですよ、バス停の表示もありますけれども、ただ、残念ながら、まだ設置間もないものですから、タクシーの乗り場というか、停車位置が定められていないということで、いろいろこう手前のほうに止まっていたり、ずっと引っ込んで南部側に、南のほうに止まっていたりしておるわけですが、やはりタクシーはここですよというふうにしていただければ、一般の送迎、結構送迎する車が多いんですね。ですから、その辺を考慮して何とか設置する方向で、あまりお金かからないと思っておりますので、その辺の考え方をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 東口広場につきましては、3月23日の東口改札の供用開始に合わせて、さざんか号バス停を新設し、さざんか号の乗り入れも開始され、バスの乗降場の表示はしておりますが、タクシーや一般車両は西口広場のように乗降場が明確化されておられません。

タクシーの乗降場につきましては、タクシー業者との協議を行い、供用開始直前の決定となりましたので、現在、乗降場の表示はありませんが、今後、一般車両の降車スペースを含めまして、配置区分を路面標示等により明確にしていきたいと考えております。

なお、公共交通機関である町民バスやタクシーの円滑な運行と利用者の安全や利便性を確保するため、ロータリー内の車両の動線が分かるような路面標示を設置することも検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） ぜひその方向で早急に取り組んでいただきたいということを申し上げます。

次、4番に入ります。

エレベーター周辺の通路の汚れがひどいということで、清掃回数を増やして美化清掃に努めてはどうかというふうな質問でありますけれども、例えば、バスから降りて悠里館に真っすぐ行く通路ですね。それから、エレベーターに利用する通路ですね。あそこに本当に、けれども幸いなことに、私がこの質問書を提出した後から大分きれいになりました。本当の話。けれども、まだまだあります。ハトがいるものですから、その辺の対策を含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ご質問の汚れにつきましては、特に議員おっしゃるとおり、鳥のふん、ハトによるものでございますが、随分前よりレインボーブリッジ下側にハトが巣を作りすみついていることから、ご指摘のような状況になっております。

清掃については、図書館・郷土資料館総合管理業務委託の中で、委託業者において、2か月に1回、ペDESTリアンデッキの高圧洗浄を行っております。これまで1階の外周まで行っておりませんでした。先月末にペDESTリアンデッキの清掃に合わせて、改札口やエレベーター周辺の通路も洗浄したところであり、今後も併せて洗浄いたしますが、まずはどのぐらいの頻度で汚れていくものなのかを、状況を見ながら対応してまいりたいと思います。

なお、これらの抜本的な解決策は、すみついたハトの駆除であることは重々承知しており、ハトよけの方法もいろいろあるようですが、対策が必要な場所は高い位置にあり、かつ下はJRの線路ですので制約も多いと思われ、対応は容易ではござ



いません。しかしながら、駅東口は改札が新設され、まさに玄関口となりましたので、景観美化に向けた問題解決についても種々検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 確かにレインボーブリッジ、あの連絡通路ですね。あその上部は駄目です。あそこはできません。線路側には絶対入ってはいけませんので、特別高圧の2万ボルトがあそこに流れているんですよ。送電されているんですよ。ですから、触らなくても近づいただけで感電しますので、それは絶対近づいてはならないというふうに思っております。

ただ、通路の部分は、今町長答弁したとおりでありますけれども、ただ、申し上げておきたいのは、ここだけじゃないんですね。あのレインボーブリッジ、せっかくの連絡通路、レインボーブリッジの橋脚の部分ですね。要するに山側、要するに西側ですね。西側、あそこ塀、柵作って今きれいに草刈っております。ありがとうございますと言いたいんですが、あそこでかなり、これからまだ草が生い茂ってまいりますので、あの辺を十分にこれから直視して、定期的な清掃に、美化に努めていただければなと思います。

やはり何と言ってもハトの対策が課題かなと。もう少し抜本的なハトのふん対策、何か考えているのかどうか、その辺、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） では、そちらに関しまして、建物の管理をしています生涯学習課のほうより、課長よりお答えをさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） ハトの駆除という点でございますけれども、一応、鳥獣保護法ということがありますので、勝手に駆除したりとか、そういうことはできないということでございますので、今後、今現在、専門駆除業者のほうに現地調査と、あとどのぐらいかかるのか、見積り徴収を依頼する予定としているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） その方向で進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、大きな2番に移りたいと思います。

亘理町駐車場使用料の改定についてということですが、現在、亘理駅東口

駐車場の一時使用料が1日1回500円であります。ところが、周辺の民間駐車場は400円となっているのが現状であります。亘理町の駐車場条例を改正して民間並みの仕様にしてはどうかということでもありますので、端的にこの辺の答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 亘理駅の東駐車場につきましては、平成6年5月に開設されて、142台分の駐車スペースを整備しており、令和3年度では一時利用と定期利用合わせて1,824件の利用実績となっております。

町の駐車場料金の引下げについてでございますが、現在、町内3駅周辺の民間駐車場料金につきましては、1日当たり300円から500円となっております。町の使用料金を見直した場合、民間駐車場の経営に影響を及ぼす可能性もあることから、今後の民間駐車場料金の変動や利用者の動向などを注視しながら、慎重に検討してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 何と言いますかね、今、日本の国民生活、騒いでいますよね。生活が物価高騰で。その辺を踏まえ、改定するのはいいチャンスだなと私思っているんですよ。生活が苦しい。物価は上がる。駐車料金500円を減額してもさほどありませんけれども、ただ、町の公共福祉増進を考えれば、減額してもいいのかなと私は思っております。

値段、価格については、今、町長答弁の中で、300円が、300円から500円ぐらいが民間の相場だというような話でありますけれども、私は本当はゼロでもいいのかなと本当は思っているんですよ。ただ、ゼロだと、この収益見ますと、何だと、もったいないなど。年間の使用料、この売上げ、使用料金の収入見ますともったいないというふうに思っておりますけれども、やはり、ゼロとは言わず300円ぐらいが私は妥当なのかなと私思っている、本当の話。300円ぐらいが。400円というのはちょっとね、日本人の心情として4は嫌だなと。これはね、社会通念上300円だろうというのが考えられます。その辺ね、今動向を注視しながら検討しているという話なんです、その辺を踏まえてやっていただければなと思います。

そこで、私も使用実績、向こう3年間の資料を持ってあるんですが、部外、1日の一時使用料では、あなたどこから来たのということはないと思いますけれども、

例えば1か月、3か月、6か月、1年ということですと契約しているわけですね。その辺で、部外からの、町外ですね。町外からの利用者はどのぐらいいるのかなどいうことをちょっと分かる範囲でお答えできませんかね。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） それは、こちらの担当をしています施設管理課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚課長） ただいまのご質問の町外の利用者につきましては、今年の4月、5月につきましては、町外が1名でございます。1件1名でございます。昨年度につきましては、町外が17件ございました。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 今年は1件、1件の、前年度は17件あったと。どうして減ったんだなんていうことは聞きませんが、私は、本当は立地条件のいいところにあるんですね、あの東口は。今度東口開業しましたから。もう少し利用者が多くなるのかなと思っていたんですよ、私は。本当の話。

ですから、何かPRが足りないのかなと、逆にね。亘理の駐車場は、東口開業したんですよ、今度利用しやすくなりましたよということを、町内外にね。内外と言っても隣接市町になるかと思えますけれども、その辺はやはりPRすべきじゃないかなというふうに思います。いろいろなPRの媒体があるわけですから、例えばFMあおぞらとか、そういったコミュニティー雑誌もありますので、そういったものを利用しつつ、亘理のよさを、魅力を発信していただけたらと思うんですよ。そうすると「ああそうか」と。例えばの話、山下、坂元あたりの人が、亘理から乗って仙台に通勤するとか、そのほうが道路も整備されて大分よくなったというような話もあります。

ですから、もう少し亘理のよさをPRして、そして駐車場の利用客の拡大に向けての取組、こういったものをぜひともやっていただきたいということを申し上げておきます。町長、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいま駐車場の利用PRということですが、一番私の中でやはり頭で考えるのは、角田市の阿武隈川よりも東側の人たちではないかなと思います。

そういうところに向けたPR等を行いながら、亶理駅の利用促進等も含めて考えてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄議員） ぜひとも、前段のひたち号の話も、それから今の駐車場のあれも、やはり自治体としてのアピール活動、こういったものを大いにやっていただいて、町の発展につなげていただきたいというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

議長（佐藤 實議長） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、6番、大槻和弘議員、登壇。

〔6番 大槻和弘議員 登壇〕

- 6 番（大槻和弘議員） 6番、大槻和弘でございます。

私のほうから、一般質問通告に従いまして3問、1つは、乳幼児医療費に対する援助について、それから2つ目として、通学路の交通安全対策について、3つ目として、今後の農業政策についてということで、この3点について質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

第1点目でございますけれども、乳幼児医療費に対する援助について、入院・通院に係る医療費の一部負担金を助成する制度で、対象年齢を平成30年度より18歳の年度末まで拡大しましたが、本県で所得制限があるのは、本町を含め35自治体中7市町のみとなっています。時代の趨勢は所得制限の撤廃の流れというふうになっているが、所得制限を続ける理由は一体何なのか。また、新型コロナウイルスの時代を考えた場合に撤廃をすべきと考えるが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 本町の子ども医療費助成事業につきましては、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しており、これまでに県の補助制度に町単独の経費を上乗せする形で所得限度額を児童手当の水準に引き上げたほか、対象年齢を18歳年度末、高校生まで拡大するなど、制度の拡充に努めてきたところでございます。

所得制限を設けていることについては、所得の少ない子育て家庭を重点的に支援しようという趣旨の下、県の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱（入・通院とも未就学までを対象）に準じて行ってきましたことが、その理由として挙げられます。

議員のご質問の所得制限の撤廃につきましては、本年4月現在、県内28の市町村

で実施をしており、こうした流れになっていることは承知をしております。本町におきましても、少子化対策としまして、子育てしやすいまちづくりをさらに進めるため、本年、本制度の所得制限の撤廃について現在検討を進めているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 今のお話はいただきましたけれども、例えば国民健康保険というか国保税、その中でも子どもの均等割について全額減免するという、これは宮城県の中でも画期的にそういうことをやってきたわけなので、そういう先進的なことをしているということは、非常に私はすばらしいなというふうに思うんですよ。

そういった中であって、全国の市町村、平成29年の4月段階ですけれども、所得制限がないというのは、撤廃したというのは1,463あって、あるというのは278自治体だけだと、いわゆる16%というようなことになっていますので、今、今後検討していきたいというようなことでいただきましたけれども、私はぜひとも検討をしていただくのと同時に前向きに検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） こちらに関しましては、する方向で、撤廃をする方向で進めておると認識していただいて結構でございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ぜひともそういうことでありがたいなというふうには思います。具体的な時期についてはどうなるかというようなことがあるんだと思うんですけれども、ここについてはできるだけ急いでいただきたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） こちらに関しましては、令和4年度の10月からの実施に向けて、現在検討しているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 10月からということでぜひ、非常にありがたいなというふうに私は思っておりますし、ということであれば、この質問については以上で終わらせていただきたいと思いますが、次に、2つ目の通学路の交通安全対策、ここについて

質問をさせていただきます。

警察庁のまとめによる登下校中の事故で死亡や重傷の児童、小学生ですけれども、この数は5年間、平成28年から令和2年までですが、908人に上っている。歩行中全体の死者、重症者の数の33%となる。本町はどうでしょうか。

1つ目の質問として、登下校中の通学路の点検と交通安全対策はどうなっているか、お答えをお願いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） これに関しましては、教育長のほうより答弁をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 各小・中学校には、年度初めに通学路の点検を指示し、点検結果については図上にまとめて児童生徒や保護者に周知をしているところであります。また、保護者や地域の方の協力を得て、通学路の合同点検も行っております。

学校で把握した危険箇所については、亘理町通学路交通安全プログラムに基づき、関係行政機関、町の関係部署による亘理町通学路等安全対策推進会議を開催し、対策に係る協議を行っております。対策可能な内容については、警察や道路管理者の協力を得て、改善を図っているところです。

また、交差点などにおいて、地域のボランティアである「こどもをみまもり隊」の方々が、子どもたちの安全な登下校に対し、毎日街頭指導を行っていただいております。みまもり隊の方々には、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘議員） 実は、この質問については、そのみまもり隊も含めて何人かの方から、この質問といたしますか、安全対策についてお話をいただいたということで私が一般質問をしているわけですけれども、奇しくも昨日ですけれども、政府のほうで2022年度の交通安全白書というのが閣議決定をされたというふうなことがあります。それについては、ご存じのように昨年、昨年6月ですかね。千葉県の八街市というところで、小学生5人が酒酔い運転といたしますか、飲酒運転の事故を受けて、5人が死傷したというようなことがあるわけですね。これを受けて、政府としては、通学路の安全を確保するための取組を推進する方針というのをその中で出している

んです。出したんです、今度。

ですから、非常に重要視をすべきものかなと私はこう思っていますし、そういった中で一つ伺いたいのは、そのみまもり隊も含めてほかの方から言われているのは、あそこは、今、例を取るとすれば、逢隈小学校の例を取りますけれども、逢隈小学校の例を取ると、あそこに小学校があるんですが、あそこがスクールゾーンかどうかというのを、一般の方は分かると思うんです、その辺の方は。ほかの方が見ると、確かに標識としてはあるんです、数か所。だけれども、それしかなっていないということです。数年前からいろいろなことを、ここは危険ですよというような話をいろいろしてはいるんだけど、全然変わってないねという話をされているんです。

ですから、私はどうせやるのであれば、そこはカラー標示をやはりすべきではないかと思っているんです。これが有効だというふうによく言われていて、特にその明るい緑色、これを使ってやるというのが一般的になっているというふうなことで、すから、そういったふうなことも考えてみたらいかがかなというふうに思います。いかがでしょう。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 今の議員がおっしゃられたことに関しても、先ほど申し上げました亘理町交通安全プログラムの中の推進会議におきましていろいろ話し合われているところがございますので、今後とも引き続き様々な形で子どもたちの安全を守るための要望をしてまいりたいなというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） それから、そのカラー標示のほかにもスクールゾーンというような名前も通常路面上に標示したりしますよね。そこもやはり考えていただきたいというふうに思いますし、ひとつ、本当、逢隈小学校以外も恐らく危険なところあると思うんですが、あそこが一番番ちょっと危険かなというふうに思っていて、教育長どうでしょうか。あそこ、朝とか登下校時というのは、1回見たことありますか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 逢隈小学校以外のところも、実は亘理小学校の南門から出て東に向かったところのちょうどカーブをしているところがございますね。あそこ非常に危険でありますので、あの部分ですとか、それから逢隈小学校ももちろんそうで

すけれども、危険箇所については朝早々に出て見たりとかということにはしたことがございますので、情報も寄せられておりますので、あそこが非常に危険であるということには認識をしているところであります。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） それで、逢隈の場合だと、さっき言ったようなそのカラー標示をやはりやっていただきたいと思いますし、特に交差点部分ですよね。交差点部分もやはりちょっとカラー標示をしてもらうのとか、あと東西の道路があるんですが、あそこの1メートル50ほどの歩道は確かにあるんです、縁石があつて。だけれども、その反対側、それは北側に歩道がついているんですけれども、南側の部分というのは75センチぐらいの、路側線から75センチぐらいしか右側ないんですけれども、道までしかないんですけれども、結果的にその横断をするのが危険なので、横断をしないで子どもたちがその狭いところを通ってきたりするんですよ。そういったこともあるので、そこもやはりカラー化をすとか、何かやはりそういうふうなことをやはり考えていくべきではないかなということで、一応私は要望としてしておきたいというふうに思います。

それからあと、除雪とか、要するに雪降ったときですね。これもよく言われるものですから、そこも含めてやはり検討、その対策会議の中で、やはり融雪剤をもう少しちょっと多く出してやるとか何か、そういういろいろな何か、あるいは除雪をやはり推進してほしいというような部分も含めてお願いしたいというふうに思います。

2つ目ですけれども、JA 亘理逢隈支所から逢隈小学校までの道路が狭く、歩車道境界の縁石も設置困難で路側線のみとなっており、大型車両が通行すると児童が路側線間際の歩行となることから、安全のため、登下校時の車両規制など対応が必要ではないのか。ご答弁をお願いします。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） JAみやぎ亘理逢隈支所から逢隈小学校までの区間については、歩道幅が比較的狭い形状となっていることから、登下校時間帯における子どもと車両との接触事故が懸念されることについては認識をしております。

通学路等安全対策推進会議においても、重点的に点検を実施している箇所であり、昨年度も現地での確認・点検を実施しているところであります。



車両の通行規制は、逢隈小学校南側の東西の道路については、既に大型車両の通行制限箇所となっておりますが、ご質問がありました区間の通行規制については、平成28年度に地域から同様の要望があり、町、警察において、規制の実施について検討を重ねた経緯がございました。

当時、町及び警察において、当該通学路の登校時間帯における通行量調査を行っており、その結果、通行車両の種別が、近隣住民のほか、地元の運送関係車両が多いことが確認されております。これらは通行規制箇所における通行許可の発行が可能な車両であることもあり、通行規制による交通量の抑制効果はあまり期待できないため、より効果的な対策を講じたいとの結論に至っております。

これらのことから、町としましては、歩道区画線の引き直しを行うほか、近隣住民以外の通行車両にも通学路であることを認識してもらうため、路面標示の設置やドライバーに対する注意喚起看板の設置などの対策を講じております。今後も継続的に通学路の点検を行い、効果的な事故防止対策を実施してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ちょっとよく分からないところがあるんだけど、大型車の規制をやはり時間帯でもって規制してほしいという声が非常に多いというようなことがあるんですけども、あそこのところの歩道部分を見ますと、歩道、路側線があって、民地から路側線までの間、50センチくらいしかないんですよ。あそこは本当に狭い。もう少し小学校寄りになると75センチくらいにはなるんだけど、非常に狭い。そして、子どもたちですから、当然、歩いていくのは1人で歩いていくというより数人で歩いてきたりするわけです。そうするとやはり、もうトラックか何か来ちゃうと、ほとんどもう間際になってしまうという、もう民地のね。ここ危険だろうというふうに私は思っていて、それとあと、先ほどお話をしたけれども、交通安全白書の話をしましたけれども、昨年、本当に千葉県の八街市というところで5人が死傷しているわけですよ、子どもたち。

大体、全体的な交通全体を見てみると、3分の1、子どもたちの事故の死傷者の3分の1というのは登下校中なんですよね。そういうふうなことを考えると、この対策というのは非常に大きいものだと思うんです。ですから、今後、その公安委員会なりそういったところと協議をすると思うんだけど、そこはやはりその点も

含めて交通規制、前回話したときにはあそこは大型車の規制というのはできなかったということなんだけれども、そこは考えていくべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 子どもたちの安全・安心を担保する上で、教育委員会としては、それは関係機関との協議の中でしっかりとお願いをしまいたいと思いますけれども、町独自で、また、教育委員会のできるものではありませんので、やはり関係機関と協力が必要ですので、引き続きこれについては要望をしまいたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 教育長のおっしゃるとおり、これは教育委員会だけで決められるものじゃないので、当然その関係機関、公安委員会も含めてという話になりますので、そういったところについては今後とも粘り強く、ぜひともその交通規制、この大型車規制も含めて、やはりそういった方向に持っていくよう努力をお願いをしたいというふうに思います。そういったことをお願いするというので、この2番目の交通安全対策については終わりたいというふうに思います。

3つ目の農業政策について、お伺いをいたします。

今後の農業政策について、超高齢化社会となる2025年問題は農業の後継者問題でもあり、農地を次世代の担い手にどう引き継ぐかが課題となります。

1つ目として、農地の出し手と担い手とのマッチング企画に行政が関わるべきではないか。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） この答弁に関しましては、農業委員会の事務局長のほうよりお答えをさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） 担い手への農地の集積・集約については、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づいて進めているところであり、同時に喫緊の課題であることも農業委員会として捉えているところであります。質問にある農地の出し手と担い手とのマッチング企画については本町でも取り組んでおり、毎年11月と2月に農業経営基盤強化促進法による貸借りの手続き会を実施し、更新期限を

迎える農地だけでなく、新規での貸借契約を促しております。

また、窓口で貸借のご相談に来られた方には随時、農業委員、農地利用最適化推進委員を通じて担い手の方に声をかけ、マッチングをしているところです。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

- 6 番（大槻和弘議員） 今答弁がありましたけれども、事務局長が新しく替わられてというようにちょっと緊張しているのかなと思いますけれども、私が実は言いたいのは何を言いたいかというと、小規模農家というのは、どうしても子どもがいても、子どもさんも後継者としてはならないという例が非常に多いわけですよ。今後、その2025年問題じゃないですけども、団塊の世代がもう80を過ぎてといったことになる、誰を後継ぎするかという問題も当然出てくるし、そういったところで実際今、農家の方からこれお話をいただいていたわけですけども、農家の方はやはり、要するに子どもたちは継がないというか、もう既にもう子どもたちもいないと、夫婦二人だけにいるということになると、いずれは私が持っているこの農地というのは、私たちではもうできなくなるだろうなど。そういったときに、農地を貸したいんだけど、貸す相手とか、あとあるいは賃借料が幾らにするとか、そういった細々とした問題も含めて、どこに相談したらいいか分からないというところがあるんだということなんです。

だから、そういった細かな場を、どこか農業委員会になるかどうか分からないけれども、そういった場をつくるべきではないですかという質問なんです。もう一度いいですか。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） 議員さんのおっしゃるとおり、農業委員会のほうに最終的には問合せをいただいて、例えばその賃料の話とか、そういった回答をするような形になると思います。

また、先ほどもちょっと回答しましたそのマッチングというふうな部分では、どうしても農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにその地域、農業の方を分かっているの方々に対して頼る部分がありますので、その方々を中心に今後もお願いする。

議員さんおっしゃられた、その町内の方でも分からない方がいらっしゃるというふうなことです。周知方法について、これまでの周知方法をもうちょっと工夫

して、町内の方もどこに行けばというふうなことが分かるというふうなことを考えていきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そういったことがあるので、もっと分かりやすいものにしてほしいということなんです。だから、例えばネット上で出すとかね、ホームページで出すとか、ここに来れば相談すぐできるんだなというようなところを、そういったものをちょっと考えてほしいということなので、そういったこともちょっと頭に入れてほしいなというふうに思っています。

その上で、ちょっと関連しますので2番目の質問に移ります。

農地取得に際して「神戸ネクストファーマー制度」のように要件の緩和をしてはどうかと。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） 神戸ネクストファーマー制度については、兼業農家でも短期間の研修で小規模農地を借り受けることができ、現状の農業参入の要件を緩和している制度となっております。

本町では、農地法による農地取得の際の下限面積を50アールとしており、小規模から始めたい方にとって農地取得は難しいことですが、令和4年4月1日付で農地法の下限面積を廃止する改正法が公布され、令和5年4月1日付で施行される見込みであるため、農地法による小規模農地の取得は可能になると考えております。

しかしながら、農地法上、農地を取得できるのは農業経営を行うことが条件で、その要件の一つは最低限経営が成り立つ面積であり、農地の投機目的での取得を防止する上での制限が設けられているなど、小規模農地の取得に関しては依然として難しいものでありますが、遊休農地解消の観点から、関係法や社会情勢を注視していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） それで、今お話のとおりなんですけれども、この神戸のネクストファーマー制度というのは、これは神戸のというか、あちらのほうの条件を見ると、就農の研修というのを1年間やらなくちゃならないんですよね。就農研修を1年間やって、その上で10アール未満、10アールというか、10アールですね。以上かな、の分を、要するに買ったり借りたりするのにそういった条件があるということなの

で、現実問題として農家をやってみたいなと思う人でも、ハードルがやはりそこは高いんだと思うんです。

私が思うのは規制、こういったところを少し規制緩和をしてもいいんじゃないかというふうに私は思っていて、この神戸のネクストファーマー制度というのは、先ほど言ったとおり、これは5月18日付の農業新聞の中で、この中で書いてあった部分なんです。神戸のネクストファーマー制度があるというようなことで、これの要件の緩和というのは、今言ったような1年間以上の就農研修をしているんだけど、これを、この就農研修を12時間に短縮をするという制度なんですよね。それで10アール未満でもできるというような格好です。

そうするとこれ、ここの新聞読む限りでは、カフェをやっている方なんですよね。カフェをやっている方が、通常というか、通常はカフェをやっているんだけど、農地をちょっと借りて、そこの中で土日農業をやって、そこでいろいろな作物が取れるので、大根とか何かね。そういう取れたやつをそのカフェで今度使って料理したいというふうなことが今度是可以できるようになったという制度なんです、これが。

だから、亶理町だと決してそういうことができないわけではないので、やはりそういうふうな要件の緩和をしていただきたいなというふうに思っていますし、先ほどの下限の経営面積が50アール以上じゃないと宮城県の場合はできないという話でしたよね。これも制度としてなくなったということがそれはそれでいいと思うんだけど、ただ、県で出している新規の就農のご案内の中を見みると、この中で、農地取得のために借りたり買ったりするためには、原則150日以上なんですよね、こちらは。農作業に従事しなければならない、そういうふうな研修をしなくちゃならないということなんですよ。

そうするとこれもなかなか厳しくて、先ほどのような本当に一般の人たちが借りるような制度になれば一定程度いいのではないかというふうに私は思っていて、それで実際に農家の方たちというのは、これからもう農家できない、できないというか、手放さざるを得ないというような状況になったとすると、誰かに貸したいというふうな気持ちもあるわけです。貸したいんだけど、結局はそういった借りる人の、借りる人がそういった150日間の研修をして本当の農家になるといった形にしないと借りられないということになるので、そうであればまだ神戸の制度が、そういうふうな制度があるのであれば、亶理町だってそういう制度も考えてはいいの

ではないかというふうな意味なんです、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） ただいまの質問についてですが、農地の貸借り・売買については、農地法と基盤強化促進法に基づいて行っておりまして、先ほどの農地の貸借り・売買についても50アール要件というのがありますが、農業経営基盤強化促進法ですと、現行の農業経営基盤強化促進法ですと、その農地の農地法でいう下限面積というの適用されないというふうなことで、小規模から、その法律でいう小規模で営農することは可能となっておりますが、ただし、やはりどこまでいっても営農するに当たってのその諸条件、そういったものは、先ほど回答を差し上げましたというふうな状況にあります。

ですので、現行の経営基盤強化促進事業であれば、貸借りであればその下限面積の要件……。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） すみませんが、答弁のほうを農林水産課長からさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 補足説明になりますが、大槻議員おっしゃられる、まず取得と貸借りは全く別なもので考えていただきたいと。取得のほうはあくまで、先ほど農業委員会の局長が何度も言っているとおり、50アール以上じゃないと取得はできない。ただ、貸借りにつきましては、先ほど言ったように、上限面積も下限面積は法上問題がないということですので、それはもちろん窓口に来れば農業委員会でも対応しますし、あと、この神戸ネクストファーマー制度、私も若干調べたんですが、簡単に言えば市民農園制度のようなんです。ある大きい農地を準備して、本人のご希望で100平米から好きな、市民農園のような体験ができるというようなことですので、仮に亘理町の場合ですと、市民農園の貸借りで市民農園を開設している方、そういう方も、もし窓口に来たらそういう場所もあるんだというふうには紹介していきたいなというふうに思っていますので、貸借りと取得は一応、別に考えていただきたいと思っています。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 先ほど言った、そうすると農地取得のためだと150日間の就農研

修とか、そういうのをしなくちゃならないけれども、貸借りであればそれは要らないということだということなんですか。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 貸借りの場合ですと、下限面積等は本町では設けていないというふうに思っています。ただ、先ほど大槻議員言われた新規就農者に係る取得に関しましては、50アール取得する際に関しましては、こちらでは何日以上というのは、根本的に細かいところは設けておりません。

ですので、多分農業委員会さんのほうでは、その方の今の、今後の計画、これまでの経歴、そしてそういうのも全て加味して、この方は50アール以上の希望があった場合はそれを許可するかどうかというのは、農業委員会のほうで、町独自で決めていることですので、極端な話を言えば、仙台市のように下限面積10アールから取得可能という市町村もございます。ですので、それを各市町村農業委員会で決めていることになっておりますので、一応そういうような形になっているということでご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻議員に申し上げます。一般質問の途中でありますので、ここで一旦休憩をいたしまして、再開後に残りの一般質問を行いたいと考えますが、よろしいでしょうか。

6 番（大槻和弘議員） はい、了解しました。

議長（佐藤 實議長） それでは、休憩をいたします。

再開は、13時ちょうどといたします。休憩。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 引き続きさせていただきます。

ちょっと疎通がうまくいっていないところがあるみたいなんですけれども、私がいずれ言っているのは、この神戸ネクストファーマー制度そのものというよりも、いわゆる今後担い手をどうつくっていくかというふうな意味からすると、一つは貸すほうも、あるいは借りるほうも、一定程度の先ほど言った50アール以上とかというのは、下限のやつはもう撤廃をしたとは言えるけれども、そのほかにも農地取得の

ためには原則150日以上農作業とかということがあるので、こういったものの規制緩和もやって、そして貸すほうも借りるほうも、うまくこうマッチングできるような制度、そういったものを考えてほしいというようなことでの意味ですので、そういったことを含めて考えた上だとすると、実際問題、これ先ほどから言っていますけれども、団塊の世代の人たちがもう引退をしていくということになると、必ず農地としては残っちゃうので、その農地を何とか引き継いでほしいというような、そんな意味でお話を申し上げているということなんです。その辺を理解してほしいと思うんです。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） 今後、関係機関と協議をしていながら、そういった対応を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 3つ目の質問のほうに入らせていただきます。

遊休農地発生防止のために、農家に対しいつまで営農ができるのか、後継者がいるのかなど、将来の営農についてアンケートなどで調査をすべきでは。お答えをお願いします。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） 本町では、令和3年度の農地パトロールの結果、約40ヘクタールが遊休・荒廃農地と判断されました。遊休農地の解消と発生防止は全国的に課題となっており、本町も例外ではありません。

質問にあるアンケートについてですが、令和2年3月に5アール以上の農地の所有者に対して、質問にある内容を「令和元年度互理町地域農業の将来（人・農地）に関するアンケート調査」にて実施しており、回答内容については、農地の集積等に活用しております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） アンケート調査はしたということですね。そのアンケートの中身というのはどんなものがありましたか。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） アンケートの結果の主なものですけれども、2,537名の対象者に対し984名が回答し、39%の回答率となりました。主要な回答結



果については、「現在後継者のめどがついているか」というふうな設問に対しまして、「めどはついていない」と答えた方が60%、「めどはついていない」と答えた方が37%、「その他」が3%となっています。それから、「自身の農業経営を5年後どのようにしたいか」という設問に対して、「現状維持」が66%、「規模拡大」が13%、「農業経営をやめる」が同じく13%、「規模を縮小する」が5%、「その他」2%となっております。同じ設問の10年後に関しては、「現状維持」が45%、「農業経営をやめる」が29%、「規模拡大」が10%、「規模を縮小する」が8%、「その他」が7%という結果になっています。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） このアンケート結果を見て、これをもって何をするのかというふうなことになるんですが。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） 先ほど最初の答弁でもありましたが、農地の集積等に活用していますというふうなことを言いました。例えば、5年後、農地の規模拡大をしたいという人、それから5年後に農地をやめるという人、そういう方々がいれば、その規模を拡大する方にそのやめたい人の農地を任せるというふうな、そういうふうな集積を行っております。活用をしております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そういった活用をして、マッチングのためにも使うということになるんだと思うんですけども、私はここで言うと言葉足らずであれだったかもしれないですけども、このアンケートなどで調査すべきということについてなんですけれども、第三者継承の仲立というものができないかというふうな意味で言っていたんです。

その中身といっても、これも同じく農業新聞の中に書いてあって、これは熊本県の例だったというふうに思うんですけども、今農業やっている方、いずれはできなくなるとしても、生産技術とか販路ですね。あるいは、人脈とかもあるので、そういった部分があるんですけども、そこも含めて具体的に言うと所有者の農地とか農機具など、これのいわゆる有形の資産という形になると思うんです。それともう一つ、経営理念とか技術などの無形の資産というようなことがあるんですけども、これを全部まとめて調査をして調べて、ここのうちはこの農機具があつて

ハウスがあつてとか、そういったものがいっぱいいろいろありますよと、販路ももう大体決まっているんですよ。ただし、私はできないんだけどもというようなことで、こういったものを全部調査をして、その調査したやつをネット上に上げるわけですよ。ウェブ上に。そして、それを見た方がこれを、じゃあそこまでそういうのがそろっているのであれば、私、それ引き継ぎたい、私がそれをやってみたいですよというような、そういうふうなマッチングができないかというふうなことを、いわゆる第三者継承の仲立というような格好で、この日本農業新聞のほうには書いてあつたんですね。

だから、こういったことも、将来というか、こういうものも使って引継ぎやすくして、そういうことをすることによって、農業を途中で切れさせてしまうんじゃないかと、引き続き担い手をつくっていく。そういったやり方ができないのかなということが趣旨です。この辺、分かりますかね。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） ただいまの第三者継承ということで、農機具なり、その技術について、次の方というふうなことだと思ふんですけども、私、これをちょっと今初めて聞いたところでもありますので、そういったものをちょっと勉強をして、今後検討をしていきたいというふうに思っています。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいま、ちょっと補足説明をさせていただきます。

一番は、やはり遊休農地をつくらないという、それでちゃんと皆さんが継承できて、農業が亶理町においては荒廃しないというような状況をつくるためには、議員おっしゃったようなシステムというのは有効であるなど今感じたところがございますし、今後におきましては、確かに、どうしても頭、私たち農業というと、頭の中、田んぼということになりますけれども、それ以外、亶理町の場合は特に様々な果樹であつたり、春菊であつたり、そういうのがあります。そうすると、特に春菊とかイチゴとか、その面積というものが50アールがどうのこうのというよりも狭くできる可能性もございますので、そういうのも含めまして、今後、遊休農地が出ないような形をぜひ目指して頑張っていきたいと思ひます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ぜひやっていただきたいなど。現実的にこれ、九州のほうではや

っているというような、すごい有効だというようなことも言ってはいるのでね、当然、JAも含めての話というふうなことで進めているようですけども、そういったとにかくいろいろな手法を使いながらやはり引継ぎをしていくというような形が必要なのではないかなというふうには思っているので、ぜひご努力をお願いをしたいというふうに思います。

最後の4つ目の質問になりますけれども、地域の実情に応じた農地中間管理事業のため、勉強会や話合いの場が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地邦博事務局長） 農地中間管理事業につきましては、所有者と耕作者の間に農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）が入ることにより、賃料の受渡し等に公的機関を挟むことから安心して賃貸借契約をすることができます。

吉田東部の圃場整備区域では中間管理事業を活用した賃貸借も実施されておりますが、まだ認知度が低く周知が必要なことから、様々な媒体を通して情報提供を図ってまいります。

一方、担い手の方は、圃場整備の段階で既に集約が図られているため、従前からの相対契約を変更することは難しく、手続の長期化や契約期間が10年以上となっていることなどからも、本町では大半が相対での賃貸借契約により集積が図られています。

今後は、農家の方が集まる機会を捉え、地域の意向把握・合意形成を基に、農地中間管理事業を活用した地域一体型の賃借の手法を検討し、農地の有効利用を促進してまいります。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そういったことをする上でも、その地域、地域の実情によっていろいろなケースがあると思うんです。だから、ここの地域だとかこういった作物がいいのかなというふうなところとか、そういったことについていわゆる、例えば大学の先生とか外部講師とかを呼んでちょっと話を聞くとか、あるいはそのことを基にしてこの地域の中で話合いをしてみて、そうするとこの地域にはこれをやったほうがいいなというふうなそういった考え方もあってはいいのではないのかなというふうな意味で話をしているんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまのご質問に関しましては、農林水産課長によりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） ただいまの質問は、地域に合った作物の推進とか、今後の進め方ということで捉えさせていただきますと、これまでも一番は、地域風土に合った作物をこれまで諸先輩方が先代から合った作物を作ってこれまで維持している、発展しているというのが、現在の亘理町の農業でございます。

確かに一部そういう先生、農業関係の先生のお話とかあるんですが、同じように県の普及センターでも同じような先生がいらっしゃいます。その上の国のほうにもいらっしゃいまして、宮城県の合っている作物、そして県の普及員と言われる農作物の技師ですね。そういう方々が各地域、地域にわたって、亘理ですと亘理地域農業普及改良センターがございます。そういう方々はその普及センターの研究課題として新たな作物と取り組んでいる事例もありまして、その中から亘理町に合った作物を試験的に栽培していただける農家なり、そういう方で、成功事例を見て、亘理町の今後の特産ということで、そういう品種を取り入れているのが現状でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） それはそれで分かりました。

心配なのはちょっと私、同級生とかいろいろ聞くんですけども、結局その農業をなかなか続けていくのは難しいということで、逢隈地区のある地区でも10数名の方が離農したというようなことも話を聞いたので、いろいろな方法をやはり考えていかなくちゃならないんじゃないかということで、これ全体を通してなんですけれども、とにかく新しい何かをやはり今後に向けて作っていかなければならないんじゃないかというのがこの今までの質問の趣旨ですので、最後に町長のほうから、今後どんなふうに変革をしていくかも含めて、いわゆる新たにその後継者問題も含めてやはりどうやっていったらいいかというのを、その考え方をお聞きをして、あと終わりたいにしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 亘理町、震災後、米が中心になりますけれども、圃場整備が完了

して、本当に大規模農業ができるようになってまいります。その反面、まだ残念ながら圃場整備が進んでいない地域も、逢隈地区を中心に多くございます。

やはり一番は、農地を遊休農地をつくらずに、担い手の方がちゃんと育って、農業が続いていかれるような体制づくりというのが一番大切でございますので、担い手を育成して、かつそこに何を、先ほど農林水産課長からもお話がありましたけれども、今の農業よりプラス新しいもの、亙理の名産を、特産をつくるつもりで農業に携わっていける人が増えること、そういうことをサポートしていけるような行政を進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 町長2期目というようなことになりますので、思い切ったことができるのではないかなと思いますので、私はそのことをご期待を申し上げて、私の質問について終わらせていただきます。

議長（佐藤 實議長） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

次に、2番、鈴木邦彦議員、登壇。

〔2番 鈴木邦彦議員 登壇〕

2 番（鈴木邦彦議員） 2番、鈴木邦彦です。

通告に従い、一般質問をいたします。

まず、初めに、山田町長、2期目のご当選誠におめでとうございます。今後ますますご活躍をご期待申し上げます。

今回、私が質問するのは、私が令和元年12月定例会及び令和2年3月定例会の中で、今後の検討課題とするものとした事業等について、町ではどのように対応してきたのかを伺うものが主になります。

先ほど同僚議員も農業の話になりましたけれども、最初の質問は、農業振興地域整備計画の見直しについてであります。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と併せて、今後の亙理町農業振興地域整備計画の見直しは行ったのかということなんですが、このことは、令和元年12月の定例会の答弁では、令和3年度までに基本的な構想は見直しをしていきますというようなことだったんですが、整備計画も含めて、進捗状況を教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想は、町の地域農業

の維持発展のため、担い手経営体への農用地の集積集約を促進し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手育成確保への取組について基本的な方針を定めるものでありまして、農業経営基盤強化促進法に基づき、令和3年4月に宮城県が農業経営基盤強化の促進に関する基本方針を変更したことに伴い、令和4年3月に本町の基本構想を変更しております。

次に、亙理農業振興地域整備計画は、農業を振興する地域を明らかにし、土地の有効利用と総合的に農業の振興を図るため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、県の基本指針を踏まえ町が計画を定めるものでございます。

町全体の見直し時期は、経済事業の変動、その他の情勢の推移により必要が生じたとき、おおむね10年先を見据えて行いますが、直近の全体見直しは平成20年5月で、現在14年目の運用になっております。しかしながら、見直しの大部分を占める農用地利用計画は地番指定であります。

東日本大震災後に整備された7地区圃場整備区域全ての換地処理が今年度完了予定であり、換地処分を速やかに着手するよう作業を進めておりますが、見直し時期につきましては登記完了後となりますことをご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、先ほど町長からご答弁ありましたけれども、令和4年3月にまとめられている。これは農林水産課のほうでちょっと頂いてきて、私も一読いたしました。間もなくホームページにアップされるということも聞いたんですけれども、そこでお聞きしたいんですが、平成28年9月にこれが、基本的な構想が、以前のやつが平成28年9月に施行されたんですけれども、それと比較して大きく変わった点は何でしょうか。この基本的な構想はどのようなプロセスを踏んで決められたのでしょうか。お願いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらのほう、農林水産課長より答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 前回から大きい見直しとなったものにつきましては、まず、こちらの基本構想は、認定農業者の経営促進をするためのものでございます。簡単に言えば、農業経営をできるぐらいの所得、経営、大ざっぱに言えば1経営体400

万、家族だったら500万以上の所得が得られるという基本構想でございます。ですので、一番は、この見直しで一番大きいのは、経営体ごとのその経営類型と申しますか、水稻のみの方ですとか、水稻とイチゴの方ですとか、その類型をこれまで町のスタイルとしては9指標だったものを、今般13指標を4つの経営類型を増やしております。

それと併せまして、今般、先ほど大槻議員からも質問があったとおり、ちょっと農地の貸借り、集積関係を、これまでは農用地利用集積円滑化事業というものでやったのを、今般それを削除しまして、質問があった中間管理機構、こちらのほうで集積を図っていくような計画に大きく改めているのが主な、大きい見直しとしては、そういう点だと思っています。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 私、もう1点聞きました。このプロセスですね。それをお願いします。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 申し訳ございません。

先ほどの検討した箇所全体も含めてなんですが、まず、こちらをする際に、素案をつくって協議する団体がありまして、まず農業委員会、農協とももちろん素案の時点から協議を進めています。その一番は、先ほど言った経営類型の所得に換算するその経営の中身につきましては、県の普及センター、そして県の本課の農業振興課、こちらのほうからも指導を受けて、県の基本方針にのっとった累計に直させていたものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） それで、この基本的な構想については、例えば議会の委員会、産業建設委員会のほうには報告はなされているんですか。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 説明はしておりません。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 震災以降、亘理町の特に水田が大きく変わった。大きく変わってこの基本構想が今度打ち出された。それはやはり議員各位にもまず報告があつてしかるべきだと私は思うんですよ。そうじゃないと、議員が、今の亘理町の農業は

どういう方向に進んでいるのかということが、はっきり見えません。ではホームページをご覧になってくださいというだけでは駄目だと思うんです。何か仕事の順番がね、私違うような気がするんですよ。その辺も私、申し置きしておきたいと思えます。

それと、このたびの定例会の補正予算を見ますと、国土利用計画改定業務委託料と亶理町産業用地適地調査委託料が計上されておるようではすけれども、この2つの事業は本町にとってとても重要な案件だと思っています。農業振興地域整備計画もこれらの事業と関連性は深く、これらの事業とリンクさせていかなければいけないと思っているんですよ。そういう整備計画は、この2つの事業と併せて間に合いますか。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 農業振興整備計画は、先ほど町長が答弁したとおり、新しい換地、地番が決まった換地登記後となりますので、早ければ今年度末には換地が終了するかと思いますので、今年度末から準備をするわけになるわけでございます。そこで、今のところ総合発展計画では、3か年の見直し期間としておりますが、一応、一番時間がかかる県との協議、こちらを進めるに当たって、事務局としても早急に見直しは行いたいと思っておりますので、その期間内に先ほど議員が申し上げられた計画を加味できるかどうか県と協議を進めて、事前に加味してもいいというような県からの指導があれば、加味していきたいというふうには考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 先ほど言ったような2つの事業、亶理町にとってはとても重要な事業がもう走り出そうとしています。ぜひ、亶理町の国土が占めるのは農地です。その農地をこのリンク、この2つの事業とリンクさせるためには、絶対この整備計画というものがしっかりリンクされて同一步調で進んでいかないと、うまく計画立案というのはできないと思っておりますので、その辺は十二分横の連携をしっかりと密にして取っていただければなというふうに思います。

それと、私が懸念する事案がもう一つあります。農業振興地域整備計画の見直しの中で、これまで農業、とりわけ水稲において大きく変わろうであろうとされていることがあります。それは、今後、国の転作のありようが大きく変わるという情報が



あります。いわゆる水田活用交付金の見直しが行われる予定になっているということです。

先般のこの河北新報の社説ですね、これに結構大きく問題提起がされているわけですが、この交付金の見直しについては、簡単に要点をまとめますと、転作施策、いわゆる減反政策ですね、が大きく変わるということなんですね、2つの大きな変革がありまして、1点目は、5年間水稻を作付しなかった水田は転作としてはみなさないこと、それから2点目は、圃場整備の中の水田をブロックローテーションを促進させていくところにあるようなんですが、この政策は、これまでの転作政策と大きく異なるものです。特に、5年間水稻を作付しなかったところを転作と見ないよということは、農家にとっては物すごい大きな打撃になるはずなんです。

そこで、今、農家においても大きな戸惑いが生じていると思います。この点も含めて、この基本計画なり、この整備計画に反映させていかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 議員ご指摘のとおり、大きくその水田の捉え方ですね、農水省が大きく見直しを行ったのが、今年度、言われたとおり5年間水張りしない面積は田んぼから、言葉は汚いですが外すと、水田から外して畑地扱いにするというふうなことが発表されたわけなんです。そこで市町村としても農協でも、それは発表された後に県に問合せ、そして、農政局からの直接の説明会等に出席しまして、問合せ等を実際行っているところでございまして、はっきり具体的なことは、農水省が発表したとおりなんです。極端な話ですが、5年間、今から5年、今年から5年間なのか、今後5年間なのかでも、全然感覚、捉え方としては変わるのをお分かりだと思います。

そこで、その中でも半分転作、半分水田となった場合の扱いですとか、まだ具体的な取組方のところに関しましては、決定事項全て決まっているわけではございません。ただし、国としてはこの方向で進めたいというようなことをございまして、今現在のところ、農協を中心に今、その扱い方を見直してくれというような要望はしている最中のございます。

それはそれとおきまして、そういう関係で、そういうことも含めてこちらの基盤法ですとか農地整備計画もそれとリンクしたような見直しをしてはということなん

ですが、もちろん毎年そういう国からの発表、そして県からの生産の目安を公表されますと、互理町では地域水田協議会、そちらのほうでまず、今年度のビジョンというのを作成します。その中で、今年、転作で力を入れていくもの、そしてその中で先ほど言った交付金、一番大きいのがその中の転作項目の中で、国から来る交付金の何の項目に交付金を割り当てていくかというのが一番大きなビジョンの大きい、何といいますか、中身となっておりますので、そういうことも全部含めまして、まず国から発表されるその計画、そして地域のビジョンをしっかりと関係機関と連携を図って、そのビジョン自体を内容のある、農家のためになる、今後進めたい作物等を加味しながら作成していきたいなというふうに思っております。そのビジョンがイコールになりますと、おのずと基盤計画、そちらの整備計画にも反映されるというふうにこちらでは認識しております。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 今回の転作政策については、本当に今、農家がどういう形になるんだろうというようなことで、これまでの転作の形態とは全く違ってきているということで、今大分話題に上がっています。いろいろな農家の方もいろいろ調べて、いろいろ意見交換なんかをやっているようですけれども、ぜひそういったビジョンをしっかりと捉えて、今後の施策に当たっていただければと思います。よろしくお願ひします。

次に、大綱2問目、認定農業者等への優遇策及び新規就農者への支援についてですが、山田町長は、このたびの町長選において、本町の基幹産業である農業と水産業の従事者が将来にわたり安心して事業が続けられるよう、担い手育成に力を注ぐということを言っておりました。いろいろな挨拶の中でですね、今回基幹産業は農業である、水産業である。その担い手を何とかするんだというような、力強い宣言をされておりました。そのことに関して、私はすごく好感を持ってました。そういうこともあって、質問をいたします。

まず、1番目なんですけど、担い手に集積が図られている圃場整備区域の農地について、受け手である担い手からどのような要望があり、対応してきたのか、伺います。この問いに関しましても、令和元年12月定例会の答弁は、有効的なものについては検討していきますということでありましたが、これまでどんな要望があって、これまでどのようなことを実施してきたのか、具体的にご答弁をお願いしたいと思います。

います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 圃場整備事業の実施区域は、圃場の大区画化はもちろんのこと、用水のパイプライン化や排水路、道路整備などの生産基盤が確立し、作業効率が向上することで担い手農家への集積が進んでおります。

担い手農家に改めて要望に関するアンケート等を行っておりませんが、把握している主なものは、経営の大型化に伴い作業効率の軽減を図るため水稻の直播栽培に係る技術指導や、水管理作業を軽減するためスマートフォンを活用した遠隔自動制御システムの導入、また、最近では、薬剤や肥料の散布に活用できるドローン等の機器材導入要望など、多種多様になっております。

町としましては、先進的なシステムなどは高額となるため、国、県等の補助事業を活用し導入しておりますが、採択されない場合や少額な機械などは、町単独の補助事業により導入に対する支援を行っております。今後とも担い手農家との意見交換等を踏まえながら、農業関係機関と連携し取り組んでまいります。

また、本町における大区画整備率は、現在約7割程度と進んだ反面、小区画や未整備の水田は大規模農家からは敬遠される傾向にあり、未耕作地の解消、農地流動化促進のためにも、今後とも圃場整備事業を重要施策と位置づけて事業推進を図ってまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 今ただいま町長から、町独自の支援も行いたいんだということで、そういったご答弁がありましたので、すごく心強く感じております。ぜひその点よろしくをお願いします。

それともう一つ、圃場整備が進みますと、亘理町のように進みますと、先ほども言いましたけれども、圃場整備の中の転作、いわゆるこのブロックローテーションというのが非常に難しくなるんですね。というのは、転作というのは個々に配分されます。その圃場整備の中をまとめていくというのは非常に大変なことでもあるんですね。それが集団の中の耕作者にとって、担い手にとって、すごく難儀なことだと思いますか、農家のそういう連携を取らなきゃいけない、そういう部分があるんですよ。今後の水田活用交付金の見直しというのはそういうことも今度含まれてくるので、亘理町にとっては、国の事業とマッチングしていくような今の圃場整備の

体系になってきているということがあるんです。

そのためにも、先ほど言った直播とか、スマートとか、それからドローンとか、そういう薬剤散布とか、そういうのが多分担手のほうからいろいろ上がってきているんだと思います。そういったことも含めて、今後、ぜひ耕作者の利益が保たれるように配慮願いたい。いわゆる担い手が、担い手が損をしないといえますか、利益が上がるような、そういった方策を考えていただきたいと思うんですが、ご所見をお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらに関しては農林水産課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸課長） 議員おっしゃられるとおり、現在、一番は水稻で米の下落が一番きついいいますか、大変な状況でございますが、全てこちらで交付金換算する際も、田んぼ10アール当たりの収入金額を換算しまして交付金を決定しております。というのも、水田のその水稻の基準収入に近いぐらいの基準収入になるように、仮に大豆ですと、大豆10アール当たりの総収入額を、米に近いぐらいまでの交付金にするですとか、そういう形で交付金を、その水田協議会で決めている作物に関しては、そのような形で単価は一応考慮して、もちろん国からの助成金があつての積算になりますが、そういう形ではさせていただいております。

そのほかにも、現在では、先ほどブロックローテーションのお話が出ましたが、ブロックローテーションにつきましても、現在、できる限り農家の負担にならなくて、水稻と同収入のものということで、現在は、大型農家になればなるほど、飼料用作物、同じ米の作付をして、出荷だけ飼料用作物として出荷するというような制度がございますので、大規模農家の方々はそちらのほうで取り組んでいただいて、できる限り圃場整備された、整備された圃場では、水稻作付のほうを推奨しているといえますか、そちらのほうで負担がかからないように取り組んでいただいております。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 先ほどの同僚議員の意見ともちょっとかぶるんですが、亘理町に合った作物、そういったものをぜひ、これまで農業機械の体系とか、それから圃場体制の関係で、どうしても大豆という形で随分進んできているんだと思うんです。

ただ、ニュース等で見ますと、大崎市のほうではトウモロコシですね、そういったものの実証実験が始まったと。いわゆる、今の水稻で使うような機械を利用しながら、大豆に替わるものはないかということでもう始めている、そういう地区もありますので、ぜひそういったことを情報をしっかり得ながら、今後の亘理町の圃場整備の中をうまく利用できるような方策を考えていただければというふうに思います。

それから、次に、2問目なんですが、新たな担い手として期待される新規就農者等の研修会の充実が必要であります、これまでどのように検討し実施してきたのか、伺います。これは前の同僚議員とのご質問とちよつとかぶることはあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 新規就農者等の研修については、これまで認定農業者連絡協議会、県農業改良普及センター及び町の三者共催で、認定農業者、認定新規就農者及び今後就農予定の後継者を対象に、資質向上と相互の交流を図るため、研修会を開催しております。

研修内容につきましては、税率改正の際には税優遇制度研修や、最新施設・機械を用いた栽培技術の研修など、その時期に即した内容で実施してはりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、2年間研修会を実施できない状況が続いております。

一方、県農業改良普及センターにおきましては、新規就農者を対象としました「みやぎ農業未来塾」が年2回開催されており、これからの地域を担う新規就農者にとって、栽培管理技術向上のため、先進的事例の取組など、実際に現地で担い手から指導いただけることや、新規就農者相互の情報交換、交流の場として貴重な時間であり、町としても参加を促進しているところでございます。

また、亘理いちごファームにおきまして、長期間の研修生を1名受け入れ、基礎知識をはじめ栽培技術を実践から習得していただいております、イチゴ栽培の新規就農に向け準備を進めております。

今後も農業関係機関と連携をして、担い手の実情に即した研修会を開催し、将来担い手となる新規就農者の育成確保に努めてまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 今、町長からるる説明が、ご答弁があつたんですけれども、この

基本構想を見ると、この研修の取組というんですか、そういう欄があるんですけども、どうも曖昧で弱いんですよ。非常に弱いような気がするんです。そういった今ご答弁されたような中身をこういった基本構想の中にしっかり組み込んでいただければ、もっと分かりやすいのかなと。例えばホームページにアップするにしても、新規就農者が見て、ああ、こういう機関があるんだとか、こういう人材がいるんだとか、そういうことが分かると思うんですよ。

だから、そういったことも含めて、この基本構想のほうに載っていただければというふうに思うんですが、今、私いろいろな農業者の方を見ていると、特に、前に農協を退職された、営農で一生懸命頑張っていた、退職されて地元に戻ってやはり幅広く農業をやっている方とか、それから山元町に行ってもちょっと面白いことやっているんですよ。

そういったことも含めて、先ほど言ったイチゴの方とか、亘理町に今いっぱい人材がおります。いわゆる人材バンクを、そういったものをしっかり、もう農家の方はお忙しいのなんかは分かるんですけども、そういった人材バンクというものをしっかりこう分かるような形を取っていただいて、今後の新規就農者、農業をやろうとしている方に対して、生の生産者の声をしっかり聞いてもらうような形つくってほしいと思うんですが、再度どうでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） やはり本当に就農していただける人が本当に一人でも増えるような形を取るためには、そういう人的つながりというものも必要になると思いますので、どこにどういう方がいらっしゃるのか、そういう情報になるべく発信できるような体制で努めていながら、先ほども前の議員のご質問にもありましたように、やはり農地はちゃんと守っていくという形を取っていきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） それでは、3問目に移ります。

このことは、2問目と深く関わっているのですが、農業機械が大型化してきております。新規就農者は新たに大型特殊免許の取得が必要であります。免許取得の際に町からの取得費用の一部を助成してはいかかということなんですが、どうでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 近年の経営の大規模化等に併せまして、農業機械も大型化となってきております。特に、農業機械の中でもトラクターは稲作、畑作など幅広く活用され、農業経営にとっては必要不可欠な機械であると認識をしております。

トラクターは、道路交通法により小型特殊自動車と大型特殊自動車に分類され、公道を走行する場合は、その規格に応じた運転免許が必要となります。現在主流となっている規格のトラクターを運転する場合、ほとんどが大型特殊免許になると考えています。

大型特殊免許の取得には、自動車学校で教習受講等により、10数万円と多額の費用を要しますが、トラクターの農耕車限定であれば、免許センターで実地試験により取得可能で、その試験の研修会が宮城県農業大学校で開催をされており、費用は6,000円程度と安価に抑えられます。募集期間や定員の制限等はございますが、新規就農者や認定農業者は優先で受講できるとのことでございます。

大型特殊免許の取得は、道路交通法に基づき、新規就農者に限らず農業従事者全てに関係するものであり、現在のところ、その費用への助成は考えておりません。しかしながら、大型特殊免許に農耕者限定があることや、大学校において基本研修が開催されていることなど、情報があまり広く周知されておきませんので、各地区の集落座談会をはじめ、各種会議や就農相談会、さらに町のホームページを活用しながら、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 実は、この質問に際して、私が相談受けた事案でございまして、その方のお父さんがちょっと急死されまして農業引き継ぐことになって、自分は農業やめようかなと思ったんですけれども、その集団から、いやぜひ残って農業を続けてほしい、要は農業が分からなくてもオペレーターとして対応してもらえないかということなんです。今、現在の水稻、特に圃場整備の中での農業ですと、ある程度農業の、作物のことが分からなくても、オペレーターとして活躍することができるんですね、例えばドローンだってその一つだと思うんですよ。

そういうことを含めて、自分はオペレーターとして水稻部門を引き受けてくれないうことなので集団にお願いされて、実際トラクターを運転してみようと思ったら、これ免許指定だよと言われて行ったら、先ほど町長答弁されたように12万から13万かかって、その方、12万ちょっとで取ってきたんだそうです。

そういうことも含めて、今後大型化する、それからドローンなんかも使う、そういった機械で免許がもし必要な場合、そういった就農者に対して何らかの補助があってもいいんじゃないのかというのが、その方の話しされた内容だったんです。

実はいろいろちょっと調べてみましたら、熊本県の山鹿市というところでもうそういうのをやっております、実際3分の1の補助というのをやっているんだそうです。そういう町もあるので、ぜひ担い手の確保について具体的な方策を打ち出すのであれば、そういった方策も一つの方法じゃないかなということでこのご提案をさせてもらったんですけれども、再度、町長の考え方はどうでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 確かにそういう形で見れば、10数万円かかるということで大変必要な部分であるというように私も考え、考えるというか、思った次第でございますが、その一方で、大型特殊であれば、いろいろなほかの工業とか、そういうところでも大変使われる免許でございますので、多分トラックとかもそういうのもいろいろ、トラックの特殊なやつとかもそういうふうになってくると思いますし、その辺の線引きというのは大変難しくなりますので、その辺も含めてちょっと検討しながら、今後考えさせていただければと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 分かりました。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、大綱3問目、鳥の海公園多目的広場・サッカー場の利用計画についてですが、これは、令和2年3月定例会で質問したその後の対応を伺うものです。

まず、1問目、多目的広場の具体的な利用計画について、プロジェクトチームで対応するとそういうようなご答弁がありましたけれども、どのような協議が行われ、また、その進捗についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 鳥の海公園多目的広場につきましては、東日本大震災で被災しました公園施設などを移転集約し、健康づくりやイベント開催などに幅広く活用し、コミュニティー形成を図ることを目的に整備した広場でございます。その利用計画につきましては、新しい観光エリアの創出プロジェクトにおいて、荒浜沿岸部一帯の全体構想の一つとして、近年整備されてきた県内の類似施設に勝る、互理だけの魅力を創出するための土地利用を協議してきたところでございます。



その後、民間提案制度によりまず事業採択として、ワタリトリプルCプロジェクトが施設の維持管理を含めた多目的広場の活用として事業展開をしております。令和3年6月7日の全員協議会におきまして、鳥の海公園多目的広場の具体的な利用方法などを説明し、同年6月町議会定例会におきまして、「多目的広場は、有料公園施設とし、グラウンドゴルフやレクリエーション等として利用できるスポーツエリアとして貸出しを行い、一角に子ども広場を設け、子ども用の創作遊具で楽しめるプレイエリアとして利用する」ということで関連する使用料の条例を改正し、8月1日から供用を開始しているところでございます。

進捗状況につきましては、子どもの創作遊具等の事業はこれからの着手事業となりますので、今後、内容を詰めていく予定としておるところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） ぜひ、そのプロジェクトチーム、プロジェクトチームは計画を立てるだけではなくて、その後どういうふうに活性化になっていったのか、どこが足りないのか、そういったことも含めてやるのは私、プロジェクトのチームのありようだと思うんですよ。計画を立てたからそれで済みました、終わりましたではなくて、そのプロジェクトで立てた計画がどれほど計画になって、その後どういうふうに進捗して、そこに人が集まってきたのか。そういったことを常に分析しながら対応するのが、私はプロジェクトチームのありようだと思うんですよ。

見えていますと、私は温泉が好きでしょっちゅう行くんですけども、本当に何か寂しいんですよ。特に、今年のゴールデンウィーク、大々的に報道されました仙台の荒浜地区、若林地区はすごくにぎわって、その後、そのお客さんたちが閑上のところに行って、閑上で大変ショッピングを楽しんでいるとか食事を楽しんでいるとか、そういった沿岸部のありようが面白いですねというテレビの報道だったんですけども、テレビ局ではその後をつけていただいて、その後は仙南の亘理地区あたりも変わればもっと面白いですねということを書いてくれたんですよ、アナウンサー。そういうことも含めて今の報道を見ていると、すごく私寂しいような気がするんですけども、町長は今どうお考えですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 確かに私もこの議会の中で前に話をさせていただきましたが、仙台の荒浜地区から、あそこの藤塚地区ですか、通って閑上のラインが今後整備され

るので、大変亘理への観光客誘致が脅威になるということで、このトリプルCプロジェクトを始めたわけでございます。それによりまして、この亘理ベイエリアコンセプトを実現するための民間事業としてトリプルCをやったわけでございますので、ぜひプロジェクトチームにおきましては、先ほど議員からおっしゃられたように、何をどういうふうにしていくのかでなくて、やはり、その後どのようなことに進んでいるかという検証、検証というものが大切でございますので、その辺を含めて今後進めさせていただきたいと思っております。

本当に、ただし、いろいろ私も情報等を見ますと、ゴールデンウィーク、今年の5月よりははるかにいい状況であったというふうに聞いておりますので、今回あそこの新しくできた藤塚地区のできた施設において、閑上のかわまちテラスで使えるクーポン券か何かを渡したということであまく回遊させたということでございますし、今後、やはり地域の回遊のためには、そういう部分というのは今後とも亘理だけではなくて、幾つかの施設と連携をしながら、地域と連携をしながら、そういうのも必要なのではないかなというふうに考えたところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 実はちびっこ広場、私、角田の道の駅を訪ねて、その後交通公園とか運動場、陸上競技場がありますけれども、そこへ入ってみた。そのときは週末で天気物がすごよかったんですけども、道の駅は満杯、そして、それはたまたまソニー仙台のサッカーの試合がやっていますね。そこで観衆もいた。ところが、ちびっこ広場のほうがもっと観衆がいるんですよ。芝生広場に柵を設けて、そこに大・中・小、バランスボールをただ置いておくだけなんです。それでも家族連れがいっぱいそこへ来て遊んで帰るんですよ。もちろん隣には遊具とかもあるんですけども、そういった本当に簡易なもので子どもたちって来るんだなと、集まってきてくれるんだなというふうに思います。担当課長にちょっと申しておきましたので、ぜひああいったものを見ていただけるように今後お願いします。

それと、もう1点なんですが、仙台大学のクリケットチーム、クリケット部と協定結んだと思うんですけども、その後、クリケット部の状況というのはどうなんでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらのほう、生涯学習課課長より答弁をさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） 仙台大のクリケット部でございますけれども、昨年は何回か練習の場に来ていただいたという形でございます、なかなかその後コロナ禍になって、荒浜のほうには見えていないというような状況でございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） もし私が仙台大学のクリケット部の監督としたら、やはりちょっと二の足を踏みます。なぜかという、更衣室がないからです。特にクリケット部は女子が多いスポーツだと思うんですけども、全然更衣室がない。あそこに管理棟があるだけです。町としてはじゃ何をやるか。簡単な簡易なテントで幕張りのテントでもいいから、しっかり用意すべきじゃないのか。そういったものもちゃんと用意しますねというようなことで仙台大学さんと協定を結べば、まだまだこっちに全然来ないというわけでもないと思うんですよ。そういった配慮が私は必要だと思うんです。ただ芝生のコートだけありますよ、グラウンドだけありますよ。それでは女子チームは、後でサッカー場のことも言いますが、女子チームはなかなか来られないです。どうでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そういう施設に関しましては、更衣室、テント状のやつで折り畳み式で、すぐワンタッチでできるというのが最近はあるという、それで持ち運び可能ということでございますので、そういうやつは早急になるべく早く準備をしまして、そういう、ただいまはクリケットという形でのご提言でございましたが、そちらに付随する同じ鳥の海公園のほうの競技場等におきましても、そちらへそういうものを準備しながら、今、野球においても女性の方々も増えておりますし、サッカーにおいても女性の方が増えています。そういう形で今後は検討してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） それでは、（2）に移ります。

鳥の海公園サッカー場のナイター設備、更衣室の計画はどうなったのか、伺います。これに関しては、スポーツ振興くじの助成を受けるべく、令和3年度に申請するという答弁で前はありました。その後、いかがなものでしょうか、お伺いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 鳥の海公園サッカー場のナイター設備及び更衣室の計画につきましては、令和2年度3月定例会の鈴木議員の一般質問におきまして、スポーツ振興くじ助成金を活用した整備を模索しており、早くても令和3年度以降の申請になると回答していたところであり、交流人口拡大や競技力向上のため整備を図りたいという考えは今も変わっておりません。しかしながら、議員もご承知のとおり、亘理都市公園野球場やテニスコート場など、町内スポーツ施設は整備してからかなりの年数が経過し老朽化しているものもあり、一度に全ての施設の修繕は難しいため、優先順位を決めながら整備をすることとしております。

今後、利用者のニーズ等を踏まえまして、各種補助制度を活用し、令和5年度から優先順位の高い亘理都市公園野球場から順次整備をしていきたいと考えているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 優先順位をつけていく、そういうことなんでしょうけれども、ちなみに令和3年度からいろいろ申請を出していくんだということがありましたので、ナイター施設の事業規模とか、それから更衣室の事業規模とか、そういったものは、具体的でなくてもいいんです、試算はされているんでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） ナイター施設でございますが、これ宮城県サッカー協会からのご意見としまして、亘理町ではナイター設備よりも更衣室があったほうが、女子サッカー大会等のために需要があるという意見がいただいておりますので、更衣室につきましては早急に検討したいと思っておりますが、現在、中央地区工業団地広場の休憩所となっている建物があるんですが、そちらのほうを、以前、亘理町役場庁舎のトイレを、あそこの中央のあそこに移設したと同じように、今回もそれを移設できないかということで、かかる経費としては、これは補助金はちょっと厳しいのですが300万、これは水道とか電気設備も入れてでございますが、移設するとなると基礎と水道、下水、そして電気という形が必要になると思っておりますけれども、約300万を計画しております。

また、ナイター設備に関しましては、現在のところやるとすると、最低でも8,000万を越すような金額となっております。これはどうしても助成金を入れても

2,000万ぐらい、助成金でどうにか対応してもらえるのかなというふうに考えておりますが、一般財源として6,000万以上が必要となることから、ちょっとナイター設備は今現時点においては厳しいのではないかなというふうに考えているところでございます。以上でよろしいでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

- 2 番（鈴木邦彦議員） 大分厳しいんだというような、財政は厳しいんだということでありまして、日中は子どもたちが利用できるからいいんですね。ただ、大人たち、お金を運んでくれるといたしますか、ちょっと適切な言葉が分かりませんが、それはやはり大人のチームがあそこでやらないと、いろいろ施設の面においては収益が上がってこない。そういったことで、あそこを建設する際においても、今宮城県サッカー協会と出ましたけれども、その協会からのアドバイスでは、ナイター設備をしっかり造ったほうがそういった収益性は上がりますよというようなことをアドバイスは受けてましたので、ぜひその辺、ご検討お願いしたいと思います。
- それでは、最後の質問に入ります。

ドッグランの設置の提案に対して検討していただいたのかどうか、お伺いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ドッグランにつきましては、現時点では、民間提案制度によります構想段階ではありますが、多目的広場北側トイレに隣接する空きスペースに設置する計画もありますので、今後、具現化されれば事業化に向けて前向きに検討していきたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

- 2 番（鈴木邦彦議員） ドッグランには賛否両論があると思います。なぜなら、やはりペットの飼い方がまずくて、大分苦情も多いからです。ふんとか尿とかですね。そういったのは私も重々分かっております。ただ、昨今のいろいろな施設とか、状況を見ますと、実際あそこのドッグランだけではなくて、付随した施設のようなものがあって、そこに人が集まってくる。荒浜の場合は、車で移動するしかあそこには交流人口が増えませんが、その車で来る際に、今ペットで移動してくる方が多いということですね。先ほどちびっこ広場もそうでしたけれども、道の駅なんかもそうです。そこに商業施設もあって、遊ぶところがあって、そしてペットと一緒に移動する、そういうようなことを考えて私、ドッグランという提案をさせてもらって

ます。

ですから、今、大分いろいろな実証実験が増えていまして、隣の蔵王町の遠刈田温泉では、ペットと泊まれる旅館とかホテルが今増えてきています。それと、ペットと楽しめるキャンプ場も増えてきています。それと、ニュース等でやっておりましてけれども、新幹線にペットを乗せて移動できないかというような、そういった実証実験も今始まっています。要は、それだけ今家族同様な形で位置づけられたペットがですね、一緒に家族と同じ行動を取る、そういったものが今、主になってきておりますので、ぜひ交流人口を増やす意味においても、そういった考え方をぜひ持っていただければというふうに、端っこにやるんじゃないくて人が集まる場所に、例えば角田の道の駅のドッグランは、はっきり言ってドッグランというほどじゃないんですね、柵をただ設けているだけなんですけれども、そこでお母さんが見ていたら、お母さんが買物している間に旦那さんがそこで小型犬を散歩させている。そういうような状況というのが見ることができるんです。

ですから、そういうことも含めて、あの一帯を複合的に考えて、その中でそのドッグランという位置づけをしていただいて対応してもらったらいいのかなということでの私の提案なんですけれども、最後にどうでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 今、ドッグラン、確かにドッグラン、私も小型犬を飼っておりますので、けれども、うちの場合あまりドッグランが好きじゃなくて、ずっといつも籠の中に入っての移動でございますが、確かにドッグラン、私も角田の道の駅では見たことございますし、その辺で大分使っている方もいるんだなというふうには認識しております。また、B&Gのところにも、近くにドッグランあったような気もしていますが、そのような形で本当にどこにどういう形であれば一番効果、交流人口の拡大につなげるのかを検討しながら、今後のドッグラン整備も考えていきたいと思っております。（「はい、終わります」の声あり）

議長（佐藤 實議長） これをもって鈴木邦彦議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告4番までとし、通告5番からの一般質問は明日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は明日午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時10分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 正 司

署名議員 鈴木 高 行